

平成27年第3回定例会議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第35号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第38号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第39号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第40号 平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第41号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第42号 平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 報告第6号 平成26年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第7号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第8号 平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第43号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第44号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第45号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第46号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第47号 工事請負契約の締結について（平成27年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第3工区）築造工事）
- 日程第18 議案第48号 町道路線の認定について

平成27年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成27年9月9日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月9日 10時00分

応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志	監 査 委 員	守口賢二郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。開会前に議長より執行部及び各議員へお願いがございます。

本会議の進行は有意義に円滑に進行できましように、提案・議案についてポイントをつかんでの質問をお願いします。また、執行部におかれましては、議員の質問に対して可能な限り詳細説明をお願いします。

それでは、ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名に横川議員、花畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第35号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは御説明をいたします。

吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成25年5月31日に交付された行政手続きにおける特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日から施行され、いよいよ社会保障・税番号制度いわゆる「マイナンバー制度」が導入されることになりました。

マイナンバー制度は全ての国民に、唯一無二異なった12桁の個人番号を付番し、情報提供ネットワークという新たな情報連携の仕組みを利用することによって、複数の機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であるという認識を行い、相互に活用することにより、行政運営の効率化と国民負担の軽減を図ることを目的としております。

しかし、その一方、個人番号を用いて個人情報の追跡・名寄せ・突合が不正に行われた場合は、重大なプライバシーの侵害を引き起こす可能性がございます。このため、番号法では個人番号や特定個人情報について、一般の個人情報より厳格な保護措置を規定し、目的外利用や、他の機関への提供等を厳しく制限をしております。吉富町においても、この番号法の趣旨に沿って、特定個人情報の適正な取り扱いを行うため、本条例を改正するものであります。なお、今回の改正は

来月10月5日から付番通知される個人番号と、その個人番号を含んだ個人情報である特定個人情報の提供の制限についてのみ規定しております。

個人番号、特定個人情報の利用の制限に関する規定は、来年の1月1日からの利用開始に向け、現在、その取り扱いを検討をしており、12月議会で一部改正条例を制定したいというふうに考えております。

それでは、条を追って説明をいたします。議案書2ページと資料ナンバー1、「新旧対象表」をごらんください。

吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例、吉富町個人情報保護条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中、「他の法令との調整等」を「他の法令等との調整等」に改める。他の法令の次に「等」を加えるものであります。この改正はマイナンバー制度に伴うものではございません。条例本文の第2章第5節の記載には、「等」が入っておりますが、この目次には本来あるべき「等」が入っておりませんでしたので、この改正にあわせて正しい字句に改正するものであります。

第2条第6号中「国及び」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び」に改め。この部分であります。第2条の規定はこの条例に用いられる用語を定義している条であります。

新旧対照表の2ページをごらんください。

右側の現行第6号で、事業者を定義しております。事業者とは法人、その他の団体（国及び地方公共団体を除く）となっておりますが、その除く団体に「独立行政法人等」を加えるものであります。平成15年に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が公布され、独立行政法人等が保有する個人情報の取り扱いについて法律で定められましたので、この条例で適用除外とするものであります。なお、この改正もマイナンバー制度の導入に伴う改正ではございませんが、今回の条例改正にあわせて改正を行うものであります。

続きまして、「同号」を「同条第8号」とし、同条中、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に、次の2号を加える。第2号保有個人情報、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第3号特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

この規定につきましては、個人情報と保有個人情報と、特定個人情報に分けて定義するものがあります。保有個人情報とは、実施機関が保有する特定個人情報以外の個人情報であります。特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定をする12桁の個人番号をその内容に含む個人情報であります。個人情報を2つに区分した理由は、冒頭、御説明申し上げましたとおり、番号法では特定個人情報について、一般の個人情報より厳格な保護措置を求めているからでございます。

次、第6条の見出しを「保有個人情報の利用及び提供の制限」に改め、同条中、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に、次の1条を加える。第6条の見出しとして、特定個人情報の提供の制限。第6条の2実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

この改正ですが、さきに説明いたしましたとおり、一般の個人情報である保有個人情報の取り扱いと、より厳格な保護措置を求められている特定個人情報の取り扱いを区別したものであります。

第7条を次のように改める。第7条見出し、電子計算組織の結合による提供の制限、第7条、実施機関は次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。第1号「法令に定めのあるとき。」第2号「吉富町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。」とあります。

資料ナンバー1、新旧対象表3ページの第7条をごらんください。

右側の現行規定では、電子計算組織のオンライン結合による提供は、必ず吉富町個人情報保護審議会の意見を聞いた上で決定するということになっております。しかし、番号法では異なる機関の間における情報提供については、オンラインである情報提供ネットワークシステムを通じて行うことを原則としております。このように法律で定められているものについては、左の改正案にありますとおり、例外規定として「第1号法律に定めがあるとき。」を新たに規定することにより、オンラインによる提供を可能とするものであります。

次の第21条中、「第4条又は第6条」を、「第4条、第6条又は6条の2」に改める。この改正は、第21条の規定は個人情報の取り扱いに対する是正の申し出に関する規定であります。今回、新たに追加された「第6条の2」についても、是正の申し出の対象とするため改正するものであります。

第26条第2項第1号中、「第7条」を「第7条第2号」に改める。この改正は、第26条第2項は吉富町個人情報保護審議会の事務について規定するものです。オンライン結合による提供を規定する第7条が改正され、審議会の事務に関する事項が第7条第2号に規定されたため、文字を改正するものでございます。附則、この条例は平成27年10月5日から施行する。番号法

が施行される日に合わせて本条例も施行いたすものであります。

以上で、説明終わります。よろしく御審議、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくようお願いいたします。

本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。常識的に今、私たち考えるしか方法はないんですが、厳しく規制がされているんだということのようですが、簡単に言えば、よくメールを不用意に開けて、そういうふうにはウイルスに侵されて、それから基本的な情報が流れるんだということを報道なんかで聞いております。町民の方もそういうところをまず御心配だろうと私もそう思っています。メールを簡単に開けてはいけないとか、そういうことを規定しておるんでしょうか。それをちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） メールを不用意に開けてはいけないというものは、これとは別に、職員の情報セキュリティポリシーのほうで定められております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、今度はそれじゃないと。じゃあ、電子機器の結合という言い方、それはどういうことを示しておるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ここで言う、電子計算組織の結合につきましては、基幹系業務システム、住基、あるいは税、福祉の情報、そういった基幹系業務システムを結合するという意味でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 非常に専門的であれなんですが、われわれ一般の者はそれにはかかわるということはないのであろうと思います。要するに業務に関するミスのないようにとか、そういうことというふうを考えてよろしいんでしょうか、職員に対する。

それで、それも含めて現行と改正案がこうなると、もっと平易な言葉で誤解があちゃ悪いから、

何かわかりやすく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の改正につきましては、番号法の趣旨にのっとった改正になっております。説明でも申し上げましたけども、番号法で特定個人情報、12桁の個人番号を振った特定個人情報については、従来ある個人情報の定義から別にして、より厳重な管理をしてほしいという番号法の趣旨がございますので、それに沿った改正になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の条例改正、マイナンバー制に伴う法改正に伴う改正というふうな説明を受けながら、途中で一部これに合わせて、町独自の部分があるという説明を受けました。その部分につきまして法と条例の趣旨に沿わないようなもの、もしくは、町独自、ここでもう少し説明をしないといけないような内容があるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

最初の目次の改正につきましては、ただ単に「等」が抜けていたというものでございます。その次の、独立行政法人等を定める、追加する除外に、事業所の除外にするものにつきましては、これは先ほど申し上げましたとおり15年にこの法律ができましたので、その際に、本来であれば加えておくべきものだったかと思いますが、ありませんでしたので、この改正に合わせて行っているものであります。

その次の個人情報、保有個人情報と特定個人情報はまさに番号法の趣旨にのっとったものであります。

その次の第7条の規定、電子計算組織の結合による提供の制限、これにつきましてはそれぞれ県、市町村の考えがございます。今回の改正では、電子計算組織の結合の提供の制限の例外規定といたしまして、1号で「法令に定めがあるとき」、2号で「吉富町個人情報保護審議会の意見を聞いた上で公益上必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき」と、この2つを例外規定としておりますが、よその団体、特に、県の条例を見ますと、当然、法令に定めがあるときというのほどこも規定しているんですが、第2号の「吉富町個人情報保護審議会の意見を聞いた上で」という規定については、改めて意見を聞く必要がなく、公益上必要がありかつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、意見を聞く必要までなく認めていいという例外規定を設けている団体もございます。

しかし、吉富町についてはやはり法令に定めるもの以外は、意見を聞くべきだという判断のもとこういう改正にしております。そこは独自と言えば独自だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 大変いいことだと思います。このマイナンバー制、いわゆるマイナンバー制、まだ国民もいまいちこの理解が進んでいないものですから、もし町独自のものがあるなら、またさらに説明をする手間がかかるのかなと思ったので、ちょっとお聞きしました。

それでは、今後も町民の皆さんにこれが十分よくわかるように、今でもちょっと正直まだまだ国会のほうでも論議されている最中ですから、町民の皆さんが間違わないように導いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若山 征洋君） ほかに、太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 3番、太田でございます。先ほどの説明の中でちょっと私わからないというか、確認したいことが1点あるんですけども。

今、住民票とか、戸籍とかいろいろ取るとき登録カードかなんかあるじゃないですか、住民登録カードみたいな。（「印鑑証明とか」と呼ぶ者あり）印鑑証明ですか、そういったものと、今回のこのマイナンバーというのは、いずれはリンクするのかなというのをちょっと、その点確認、ちょっと教えてもらいたいなというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 個人カードが来年1月から交付されるようになっております。その中にはICチップが含まれておりまして、それをどのように活用していくかというのは、それぞれの市町村の考えのもとで行っていくことになっております。

今後、例えば図書館の利用に使ったり、そのほか健康管理をしたり、そういったいろんなことに使われると思うんですが、それは今後の検討課題であると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 今、住民票コードのことをお話しましたので、ちょっと簡単に説明させていただきます。

今度、マイナンバー制度になりますと、1月から個人番号カードが発行されます。それと今、現在、交付されています住民票の中に住基カード、通常住基カードというんですけど、それとは別のものと考えてもらってよろしいと思います。番号につきましても、今の住民票コードの番号と、新しく今度は1月から交付されます個人番号カードにつきましても番号も違います。そういう取り扱いになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 新旧対照表の3ページの制限の部分なんですけれども、制限を受けないのに「番号法第19条、各号」というのがあります。それから、その次の下の第7条に「法令の定めがあるとき」というのがあります。これ具体的に報告してください。

○総務課長（守口 英伸君） 一番最初は何とおっしゃいましたか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 番号法第19条。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

番号法第19条に、まさにこの書いているとおりなんですけれども、番号法第19条で特定個人情報を実施機関に提供していいという定めがございます。19条各号は13号までございますが、番号法において特定個人情報の提供はこの13号に掲げるものについては、「いいですよ」というものでありまして、それ以外のものについては、法の趣旨にのりまして、本町も提供をしてはならないというふうにしております。

その次の「法令に定めがあるとき」でございますが、今、説明申し上げましたとおり、今までは全て法令に幾ら定めがあっても、個人情報の保護審議会の意見を聞いた上でないと結合はしていなかったんでありますけれども、こういった番号法みたいに法律でもう結合しなさいというものが出た場合、住民サービスを迅速に行うために、そういった審議会にかかるものを除いて、諮る必要なしに、もう結合したいという趣旨でこれを規定いたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、今、後段のほうなんですけど、この法令というのは今後、出てくる法令も含めているということですよ。

それから、もう一つ先ほど言われた個人番号カード、それは私の認識では、それは希望者が申請して、交付するということなんですけど、それは間違いないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 個人番号カードにつきまして説明させていただきます。

個人番号カードにつきましては、希望なさる方が申請を行いまして、希望する方に交付されます。希望しない方は別に交付の必要性はありませんので、手続きも必要ありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど同僚議員も言われましたけど、このマイナンバー制度が一番問題なのは情報の流出、そして、それに基づくなりすましか犯罪が起こるだろうという、こ

の2つの点があると思うんです。

その流出に関して、こういうふうにいるいろいろ規定はされていますけれども、先日もありました年金の情報の流出、どこがどういうふうに責任取るのかというのがいつも曖昧で、ずっと月日が流れていって忘れ去られていくというような感じを受けているんです。今回、これ条例でこういうふうに定めてあるんですけれども、もし流出した場合は、どこに責任の所在があるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 個人情報保護条例の第30条に「罰則規定」がございます。実施機関の職員、もしくは職員であったものは、そういった違反をした場合には、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処するという条例で規定がございますので、そういった刑事罰を受けることになると思います。責任は、もちろん町にもあるんですが、個人に責任をとってもらおうというふうに条例では定めております。

そういうふうにならないように、今回の補正予算におきまして、ハード面の整備、あるいはソフト面の整備を予算計上しておりますので、その中でも御説明をしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のは法的な根拠で言えば、法律的には個人の責任となるんですが、これはやはり行政のとなるのではないんですか。そこは今の説明だと、行政の誰かが、故意に行った場合であればそういう刑事罰に相当するんだと思うんですが、行政が通常の公務をやっている最中に、どうしても、例えばハッカーと言われる人間、これはもう対策しようがないわけですから、これにやられた場合も、やられた本人が意図しないときに犯人扱いで、その人が処罰を受けるということによろしいんでしょうか。ちょっとそこをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町といたしましては、そういったハード面の攻撃について防御するために、ハード面の整備をしたいと思っています。ソフト面については、もう職員のモラルのものになってくるとは思いますけども、やはりそういった事態にならないように、日ごろから教育をする必要があると思いますので、今度、今年度の予算にも入れておりますけども、全職員に対しまして情報セキュリティに関する研修などを行っていきながら、このような事態がないようにしていきたいと思っています。責任につきましては、やはりそういったことが起こらないようにすることが責任だと思ひまして、そういった研修をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第3. 議案第36号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

この条例の改正はマイナンバー制度の施行に伴い、10月からは住民登録をされている全員に、個人番号が記載されました通知カードが送付されます。また、来年の1月からは希望する方には写真付きの身分証明書となります個人番号カードが交付されます。

この通知カード、個人番号カードの初回交付は無料となっておりますが、紛失などにより再交付に伴う場合は、実費負担となっておりますことから、再交付を希望される方から再交付手数料をいただくために、吉富町手数料条例の一部を改正するものでございます。個人番号の通知カードの再交付に伴います手数料は1件500円、個人番号カードの再交付に伴います手数料は1件800円としております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

資料ナンバー1の5ページ、吉富町手数料条例新旧対照表第1条関係をごらんください。棒線下線が今回の改正部分です。「広域交付住民票の項」の次に、「個人番号の通知カードの再交付1件500円」を加え、次のページ、6ページをお願いいたします。

第2条関係をごらんください。「住民基本台帳カードの交付1件500円、住民基本台帳のカードの再交付1件500円、住民基本台帳カードの有効期間内交付1件500円」を「個人番号カードの再交付1件」に改めます。附則です。附則につきましては、議案書の5ページを御確認下さい。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は「平成27年10月5日から施行する」としております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、個人番号に伴うカードの件ですが、先ほど同僚議員が、希望者しかこれは申請しなければいいというふうな説明だったんで、あれ、これたしか全員じゃなかったのかなと思ったんですが、通知カードというものは全員に来るんですよね。それを持って、新しく新規のカードをつくるのは希望者だけということではよかったんかと思うんですが、この通知カードは拒否することはできないんですね。ちょっとそこをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 通知カードは10月の月上旬に住民票登録されている方全員に送付されます。一応、全員に送付させてもらって拒否ということにも、もちろん全員の方にお配りするという形でさせてもらっております。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番、横川です。確認いたしますが、この手数料の中には消費税は含まれていませんね。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） この金額につきましては、総務省のほうから通知カードにつきましては500円、個人番号カードにつきましては800円ということで指示されておりますので、消費税等は含まれていないと思います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この通知カード、それから個人番号カード最初のものは無料ということなんですけども、この費用はどこから出るのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 1回の交付につきましては無料になっておりますので、その分は国のほうが負担するということになっております。（「吉富町が」と呼ぶ者あり）いや、国です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 単純に今回のこの個人番号カード、当面の間は住基カードと印鑑登録カード等を役場に来るときは使い分けないといけない。これ1枚持って来れば全部がいけるというシステムには、今回の件ではなるんですか、ならないんですか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 個人番号カードにICチップが搭載されておりますので、将来的にはこの印鑑登録の証明もできるようなシステムを導入することはできますけど、現時点では、そう

いうシステムはまだ整っておりません。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これはちょっと写真がつくわけですよね、本人確認で。多分、国民なら全員、小っちゃい人からということだろうと思うんです。その写真を親というか、自分で提供してどっかお宅に持ってくるかもしれませんが、何年間使うんですか、顔が変わるだろうと思うんです、我々だったら変わらんけど、その辺ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 個人番号につきましては有効期限があります。二十歳以上の方は10年間です。そして二十歳未満の方は成長時期になりますので、顔が変わってきますので5年間ということになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど個人番号、このカードと住基カードと印鑑登録、将来的にはたしかこれはなんか銀行と連携するとか、年金と連携するとかいろいろなこういう案は出ておりますが、現時点で、これを登録するメリットというのは何かあるんですか。

というのが、先ほど言ったように、再交付の手数料がかかるとなると、多分、これ当面申し込む人は少ないんじゃないかと私は思うんですよ。よほど新しい物好きな方じゃない限り。そうすると紛失する可能性が極めて高いんじゃないかなと私は思います。少なくとも私はなくしそうだなと不安に思ったんでちょっとお聞きしているんで、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 個人番号カードの利用方法は、まず身分証明となります。現在、免許証を持たれている方は、もう免許証で事足りるんですけど、どこに行っても、いろんなところで身分の証明をすることが多々多いと思いますので、免許証をお持ちでない方は、身分証明書として利用することができます。それとあと転入転出時の異動手続きが、この個人番号を持っておれば簡単にいうか、簡素化になるということになります。

それとあと、ICチップが搭載されていますので、申告で電子申告が行われるということになります。将来的には、この個人番号カードにつきましては、コンビニでの住民票の交付とか、そういうところまでの目的があるみたいですけど、現時点ではちょっとそこまでは整っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） メリットの中に自分のナンバーが悪用されているかどうかという

のですか、何かに使われているかどうかというのが、自分の意思で確認ができると、そういうところがあつたと思うんですが、例えばどういうふう不正に使われているのかというのは自分がわからんままやられるわけでしょう。

例えばどうなんですか、少しずつ自分の口座から何百円かずつ引き落とすというような契約を不正にされた場合に、気がつきませんよ、帳面というか、通帳を見てもいろいろあるから。そういうのは今のような場合、どういうのがあるかちょっとわかりませんが、自分で何か確認できるちゆうメリットを盛んに言ってますよ、メディアでも言っていますが、どういうところが自分で確認ができるんですか。そこのメリットをちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） この個人番号カードにつきましては、マイナーポータルというシステムがありまして、自分の個人の情報をいつ誰がどういう形で提供されたということを、自宅のパソコンで閲覧することができるというシステムになっているようです。それで、御本人さんのどういう形で利用されたというのを、閲覧等で確認するということになると思います。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4. 議案第37号 平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 議案第38号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 議案第39号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第40号 平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8. 議案第41号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9. 議案第42号 平成26年度吉富町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

て

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。日程第4、議案第37号から日程第9、議案第42号までの、6議案を一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成26年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象（1）平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（2）平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（3）平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（4）平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（5）平成26年度吉富町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類。（6）平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（7）定額資金運用基金の運用状況。

2、審査終了期日、平成27年8月27日。

各会計について決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納処理を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、定額資金運用基金の運用状況については、運用の目的に従って、適正かつ効率的に運用され、計数及び証憑書類、貯金証書などとともに合致し、正確であると認めました。平成27年9月4日。吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（田中 修君） それでは、平成26年度の決算につきましてお手元の平成26年度決算の概要により、順次各会計の内容の要点を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。1ページは一般会計及び特別会計を総括したものであります。一般会計及び4つの特別会計の歳入決算額の合計は48億8,999万5,570円、同じく歳出決算額は46億1,296万4,042円です。

2ページから3ページをお願いいたします。まず最初に、一般会計の概要から御説明いたします。

1、概要(1) 予算額は、当初予算額29億6,800万円、補正予算額6億2,073万2,000円。平成25年度の繰越事業費繰越額8,640万3,000円。この内訳は、3款民生費2項児童福祉費の子ども子育て支援新制度システム導入事業の611万3,000円。

8款土木費5項住宅費の山王団地建設事業で830万円。

9款消防費1項消防費の吉富町消防団第1分団消防車両購入事業で3,626万6,000円。

10款教育費5項保健体育費の吉富町体育館耐震改修事業3,572万4,000円の合計4件であります。予算現額は36億7,513万5,000円となります。

(2) 決算額は歳入額で35億4,566万1,726円、歳出額33億5,016万9,969円で歳入歳出差引残額は1億9,549万1,757円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づきまして、財政調整基金へ9,000万円決算積み立てをしておりますので、平成27年度への繰越額は1億549万1,757円となります。

なお、その中には6月議会で報告がありましたとおり、平成26年度の繰越明許費繰越額としての2款総務費の県営住宅建替事業一次造成工事と、地域活性化地域住民生活等緊急支援事業。

8款土木費1項土木管理費と2項道路橋梁費の狭隘道路整備促進事業大市屋敷線延長新設工事の4事業であります。財源の内訳で、未収入特定財源の国庫支出金、地方債、その他を除きました一般財源の合計額2,888万7,000円が含まれております。(3)は最近5カ年度の決算の状況です。

2、歳入(1) 歳入の決算額では、調定額は36億829万2,695円で、収入済額35億4,566万1,726円、不納欠損額は60万3,508円、収入未済額は6,202万7,461円です。不納欠損額の内訳につきましては、下の備考に記載しているとおりであります。

収入未済額の内訳につきましても備考に記載しておりますが、負担金の138万2,630円につきましては保育料。使用料の893万8,550円につきましては、住宅使用料関連であります。(2)は歳入決算額の科目別内訳で、26年度と25年度を対比したものであります。

3ページの3、歳出(1) 歳出の決算額では予算現額36億7,513万5,000円に対しまして、支出済額が33億5,016万9,969円で、執行率は91.16%となっております。不用額は1億3,795万2,031円。繰越明許費等が1億8,701万3,000円で、詳細につきましては3ページから4ページにかけて(2)の歳出決算額の科目別内訳に記載をいたしております。備考の不用額等の内訳につきましては、目で100万円以上の不用額が生じたものと、繰越明許費の額を記載しております。

なお、3ページの3、歳出（1）歳出の決算額の繰越明許費1億8,701万3,000円から、2ページの1、概要（2）決算額の翌年度繰越額の繰越明許費繰越額2,888万7,000円を差し引いた額1億5,812万6,000円が、先ほど財源の内訳で申しました未収入特定財源としまして、平成27年度の国庫支出金と地方債と、その他として入金をされます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの（3）は歳出決算額の性質別内訳で、26年度と25年度を比較したものであります。

次に、5ページをお願いいたします。4、町民の負担状況ですが、これも26年度と25年度を比較したもので、26年度における歳入総額に対する割合は14.75%となっております。

5、町債の現在高であります。前年度末現在高は23億8,208万2,000円。本年度中の起債額は2億5,958万1,000円。償還額は1億8,579万2,000円で、26年度末現在高は24億5,587万1,000円となっております。なお、区分の見直しにより災害復旧費を区分2、その他を区分3としております。

次に、6ページをお願いいたします。6、町有財産の状況です。詳細につきましては一般会計歳入歳出決算書の107ページから110ページに記載をしております。

まず、土地につきましては行政財産で、町駐車場用地の区分がえと新防災倉庫等用地の所管がえ、消防第2分団車庫用地所得等により200平米の増、普通財産で別府の山林5筆の寄附等県営直江団地建設用地の取得による3,802平米の増、合計で4,200平米の増となっております。

建物につきましては、行政財産、木造で山王団地が204平米の増、消防第2分団車庫新築による71平米の増で、計275平米の増、非木造で新防災倉庫新築による278平米の増、建物合計で553平米の増となっております。普通財産につきましては、昨年同様増減はありません。

次に、車両につきましては、1台廃車、1台登録で昨年度同様の25台であります。一般会計に属する基金の年度中の増減では1億6,785万8,000円減少しております。増減の内訳につきましては、次のとおりであります。

まず、増加の分につきましては財政調整基金で1億4,000万円、地域福祉基金で1,000万円、公共下水道事業費基金で1億5,000万円、まちづくり応援基金で7万円の積み立て、それに利息で236万982円の増加であります。

減少の分につきましては、災害対策基金で552万4,550円、財政調整基金で1億3,011万6,000円、人材育成基金で742万4,960円、地域福祉基金で7,502万2,665円、地域の元気臨時交付金基金で1億20万1,095円、公共下水道事業費基金で1億5,200万円の基金取り崩しによる減少であります。なお、基金には出納整理期間がありませんので、会計年度は4月1日から3月31日までということになります。備考欄には27年

3月31日現在の、各基金の金額を記載しております。

次の7は、一部事務組合の財産の状況です。

次の7ページ、8ページにつきましては、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフであらわしたものであります。

次に、9ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算の概要であります。

1、概要（1）予算額で、当初予算額7億9,403万7,000円、補正予算額6,574万9,000円、予算現額は8億5,978万6,000円です。（2）の決算額は歳入額8億8,919万4,513円、歳出額8億2,613万202円、歳入歳出差引残額は6,306万4,311円で、この中から保険給付費支払準備基金条例の規定に基づきまして、保険給付費支払準備基金へ2,000万円の積み立てをしておりますので、27年度への繰越額は4,306万4,311円となります。（3）は最近3カ年度の決算額の状況であります。

2、歳入（1）歳入の決算額です。調定額は9億3,039万1,270円、収入済額8億8,919万4,513円、不納欠損額は162万9,729円、収入未済額は3,956万7,028円です。（2）は歳入決算額の科目別内訳で、26年度と25年度を比較したものであります。

10ページをお願いいたします。3、歳出、（1）歳出の決算額では予算現額8億5,978万6,000円に対しまして、支出済額が8億2,613万202円で、執行率が96.09%となっております。不用額は3,365万5,798円で、この不用額の内訳は下の備考に記載しているとおりであります。（2）は歳出決算額の科目別内訳で26年度と25年度を比較したものであります。

4は、被保険者の負担状況であります。26年度と25年度を比較しております。

5は、基金で保険給付費支払準備基金の状況ですが、2,000万円の決算積み立てと、8万3,171円の利息積み立ての合計は2,008万3,171円となり、3,500万円取り崩しをしておりますので、27年3月末現在高は1億807万7,287円となっております。

次の、高額療養資金貸付基金の状況ですが、貸し付けの原資は350万円で26年度中には貸し付けをしておりませんので、本年度末現在高は原資額の350万円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。奨学金特別会計決算の概要についてであります。

1、予算額で当初予算額2,496万7,000円、補正予算額は減額の318万円、予算現額が2,178万7,000円であります。

2、決算額の歳入額は2,178万8,110円、歳出額は1,669万1,396円、差引残額が509万6,714円で、この金額が27年度への繰り越しとなります。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は科目別の決算額であります。

5の、奨学金基金は、基金利息1万3,451円の積み立てと、300万円を取り崩しておりますので、26年度末現在高は5,069万1,831円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計決算の概要であります。

1、予算額で当初予算額3億6,195万5,000円、補正予算額は減額の3,216万5,000円、繰越事業費繰越額4,450万円で予算現額は3億7,429万円となります。

2、決算額の歳入額は3億3,570万3,289円、歳出額は3億2,489万4,210円、差引残額は26年度の繰越明許費繰越額としての一般財源84万8,000円を含んだ1,080万9,079円で、この金額が27年度に繰り越されます。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は科目別の決算額を記載しております。

5、町債の現在高ですが、本年度中の借入額が7,530万円、償還額が6,965万円で、本年度末の下水道事業債の現在高は20億9,786万4,000円であります。

次に、13ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

1、予算額は当初予算額9,778万7,000円、補正予算額は増額の27万5,000円で、予算現額は9,806万2,000円であります。

2、決算額の歳入額は9,764万7,932円、歳出額は9,507万8,265円、差引残額は256万9,667円で、この額が平成27年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は、科目別に決算額を記載しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 引き続き、水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 引き続き、平成26年度吉富町水道事業会計決算の概要について御説明をいたします。

14ページでございます。1、収益的収入及び支出で、まず、収入は予算現額1億7,624万円、支出は予算現額1億6,812万円、これに対し決算額は収入1億7,776万8,347円、支出1億5,626万2,656円で、収入支出差引残額2,150万5,691円です。

次に、2、資本的収入及び支出で、まず収入は予算現額2,477万5,000円、支出は予算現額9,968万6,000円。これに対し、決算額は収入2,040万8,000円、支出9,021万7,785円で、収入支出差引残額マイナス6,980万9,785円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,980万9,785円は、過年度損益勘定留保資金6,619万4,081円、当年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額361万5,704円で補填をいたしました。

次に、3、契約の要旨につきましては、以下の記載のとおり11件でございます。

次に、業務についてでございます。対前年比と比較したものでございます。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。前年度末残高2億2,940万1,519円で、対本年度償還高2,099万7,777円です。本年度末残高2億840万3,742円です。一時借入金についてはございません。

次に、6、平成26年度の水道事業会計固定資産の明細についてでございます。固定資産の年度当初現在高13億4,988万5,230円で、当年度増加額6,409万2,600円、減少額749万5,491円で、年度末現在高14億648万2,339円です。減価償却増加分は2,088万5,673円、減少額712万718円で、減価償却累計総額総計8億824万3,715円で、年度末償還未済額5億9,823万8,624円です。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。8ページ、歳入歳出差引残高1億9,549万1,757円、うち基金繰入額9,000万円、この基金繰り入れは財政調整基金でしょうか、特定目的基金でしょうか、お答えください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この基金は、財政調整基金でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ財調に積んだ理由はなんでしょうか、お答えください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） これは法の趣旨にのっとりまして、この歳入歳出差引残高から翌年度への繰越金を差し引いた金額の、その2分の1以上を組むようになってございますので、それに従ったものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 8ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入、1ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1ページから2ページにまたがるんですが、この不納欠損額と収入未済額について、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、不納欠損額につきましては、金額はそこに上がっておりますので件数について説明をします。まず、町民税ですが、不納欠損額17件となっております。収入未済額につきましては424件となっております。

それから、固定資産税ですが、固定資産税の一番上の段のところで説明しております。固定資産税、不納欠損額6件の4万7,500円、収入未済額387件の3,614万3,540円。

それから、軽自動車税につきましては、2ページに移りますが上から3行目です。不納欠損額1件、4,000円、それから収入未済額につきましては135件、87万9,800円。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7ページ、児童福祉費負担金、この町立保育園と保育料のところですね。これ説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

児童福祉費負担金でございます。これは町・私立保育園に行かれる方の保育料でございます、現年分徴収率が99.84%、滞納分の収納率が22.39%でございます。現年の滞納者につきましては4名、滞納分につきましては9名の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の同じところ、児童福祉費負担金。これらの備考欄、この中の金額の推移、その辺をちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

徴収率の推移でございますが、保育園別に言います……。済みません、保育園別じゃなくてトータルの言います。前年より徴収率は上がっております。入園者でございますが、定員をクリアしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） それでいいのかな。

○議員（2番 山本 定生君） ふえていますだけやから、せめて人数ぐらい言わんと。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） おかげをもちまして、吉富保育園につきましては、町立保育園につきましては、以前は定員割れの状態でしたが、今は定員を満たしているような状況でございます。前年より若干ふえている状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この歳入のところでお聞きしたかったのは、意味は、保育料ということは保育園の入っている子供たちの払うお金ということで、ここがふえているということは全体的に人数がふえているのではないかなあという希望のもとに、そうお聞きしているんで、その推移というのはやはりちょっと、大体何名ぐらい、どこの保育園が何名かとかいうのがある程度わかるのであれば、その方がわかりやすいかなと、個別に言うのがちょっと大変であれば、せめてその人数がどこが何人ぐらいふえていますとか、全体として何人ぐらいふえましたというのがわかればいいのかと思うんですが、ちょっといかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 前年の人数は、ちょっと今のところ資料は持っていませんが、吉富保育園につきましては79名、昭和保育園にいたしては81名、わかば乳児保育所にしては43名、町外私立保育園は20名でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） じゃ、8ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の6節駐車場使用料の中の吉富駅前駐車場使用料、前年度に比べていかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 吉富駅前の駐車場につきましては、26年度と同程度の金額で推移しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8ページの使用料及び手数料の土木使用料、この1節から6節まで詳細な説明と、特に、収入未済額がありますので、その辺の詳細の説明と、回収の方法だとかそういったことについて、ちょっと説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

住宅使用料でございますが、収入未済額は802万6,650円でございます。この分につきましては、前年と比較して26年度は徴収率は低下をしております。これは一人の方が滞納が続きましたので、こういうような状況になっておりまして、その方はもう退去命令を出しまして退去をされております。

滞納者につきましては、3カ月以上の滞納者3名については、1名の方は納入済みでございます。2名の方が分納となっております。あとの方に対しては、支払予定日をきちっと決めるよう、今、対応を図ってございます。悪質な滞納者につきましては、法的手段で先ほど申したとおり、明け渡し訴訟を起こす予定になっております。

次に、住宅共益費でございます。共益費につきましては10名の方が滞納をしております。収納率につきましても、先ほど同様1名の方が未納が続いたものでございますから、その分が低下をしております。収納率は94.52%です。

次の、駐車場使用料でございます。これにつきましては8名の方が滞納をしております。この分につきましても、1名の方の長期に渡る滞納が続いたものですから、前年に比べて徴収率は落ちております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1節からもうちょっと説明もほしかったんですけど、それは今、未済の分やろう。この項目について1節から7節までちょっと簡単な説明、どういうことですかというのを聞いたかったんですけど。1個、1個いこうか、一回一回だと時間がかかると思って。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、道路使用料から御説明いたします。

まず、道路使用料につきましては、NTT柱、九電柱、それから電線、田辺三菱製薬の工業用水管が主たる使用料となります。

それから、里道使用料につきましては、同じく里道部分に九電柱の立て込みがあり、その占用料でございます。

産業建設関係を一連でしてよろしいでしょうか。河川使用料につきましては130件、次に、漁港使用料につきましては、漁港占用料としまして、かき小屋、それから造船所が対象で5件、次に、漁港の使用料につきましては、遊漁船が35件、それから土木工事における資材置き場として4件、駐車場の使用料につきましては、26年度は利用件数が3万8,461件に対し、有料件数は3万532件でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、ちょっと先ほどの住宅関係で説明をもらった分で、ちょっと言い方がわかりにくかったんで、何件でなんちゅう形で説明してくれたほうがわかりやすい。今までは去年とかは、135件分、滞納何件とかいう形でずっと説明してくれよったんで、ちょっとそういう説明をしてくれるとわかりやすいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今、手元の資料が人数で把握しているものですから、件数は今、持っていません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） じゃ、その質問に対して、後でまた説明できますね、本人に。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、件数につきましては後で説明いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いまさらと言われてもあるんですが、町営住宅で7つ、幾つあるんかな。その中で駐車料をいただいていないところがあるんでしょうか。あればどことか、ちょっとおっしゃってください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

駐車料につきましては、国の補助金をいただきまして、整備したところ幸子団地のみからは駐車料をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、10ページ、9ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12款使用料及び手数料1項使用料2目教育使用料の社会教育使用料、フォーユー会館から保健体育使用料の総合グラウンド使用料までの詳細な説明、未払いの件数とか何かありましたら、その辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

まず、フォーユー会館使用料なんですが、利用者数が4万698名、金額が365万1,510円、ちなみに前年が396万数千円あったんですが、昨年と比べてまして延べ人数で2,000名ほど減少した関係で少なくなっております。

それから、研修センター使用料につきましては、利用者数が341名で、1万4,820円。それから、憩いの館につきましては、利用者人数1万4,184名、金額が37万2,350円、

それから体育館使用料、これにつきましては前年が85万1,000円の収入だったんですが、今回、半額近く減額になっております46万8,900円、これにつきましては、体育館につきまして耐震改修工事の施工に伴いまして、平成26年の9月9日から平成27年の3月31日まで体育館の使用を休止した関係でございます。それから、総合グラウンドの使用料、これにつきましては利用者数が1万571名、金額が1万1,400円。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（2番 山本 定生君） いや、いや数字が違う。

○教務課長（江河 厚志君） 11万4,000円、訂正します。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、手数料の総務手数料の分で、公文書閲覧手数料というものが入っているんですが、これは何件分で、どのような内容なのかを説明ください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 公文書閲覧手数料2,400円でございますが、これにつきましては情報公開条例、個人情報保護条例に基づく公文書の開示請求の手数料です。1件、200円掛け12件となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、衛生手数料で目、節で衛生手数料ですね。この犬登録の部分で、鑑札再交付手数料というものと、狂犬病予防注射済票再交付手数料というものがあるんですが、これはどのようなもので何件分なのでしょうか、御説明願います。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 鑑札再交付手数料につきまして説明いたします。

これは犬を登録したときに鑑札を出します。その方が紛失をした場合に、再度交付をするために申請した分につきまして交付した場合ですので、これは1件につきまして1,600円と上がっております。

狂犬病予防注射済票再交付手数料につきましても、注射をした場合に注射票を交付するんですけど、その分なくした場合、再交付の申請を行うので、それに伴いまして手数料が上がっております。これにつきましても1件、340円です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ鑑札というものがないと何か困るのでしょうか。それと、狂

犬病注射済票というものが無いと、もう一度注射を打たなくてはならなくなるから、この再交付というのが必要なんでしょうか。ちょっとそれが気になったので、どうぞお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

注射をした方は、注射票をつくるということで決まりになっておりますので、それでちゃんと注射をしたという証になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 土木手数料のところの、住宅使用料等督促手数料に関連してなんですが、先ほどの住宅の滞納のところの説明がありました悪質なものとあったんですけど、悪質というのはどういう状況で判断されるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

支払い能力があるのに支払わない人でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 支払い能力があるのに支払わないということは、どういうふう判断するんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） その方の生活実態等を調査させていただきまして決めます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の土木手数料と同じになって申しわけないんですけど、3項目屋外広告物許可申請手数料と、今の使用料等督促手数料、あと督促手数料、この内容と件数について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、屋外広告物の許可申請手数料について御説明いたします。

26年度につきましては、5件の申請がございました。その分についての手数料でございます。それから、土木手数料土木関連につきましては、河川占用料の13件分、1,300円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 住宅使用料等督促手数料の内訳でございます。

住宅使用料につきましては196件、共益費につきましては90件、駐車場につきましては82件ということで、計368件の督促状を出しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 屋外広告物許可申請手数料とあります。手数料を申請する限りは何か義務があると思いますが、この申請料で何年間期限があるんだろうと思うんですね。それから、安全とかそういうことが義務づけられていると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 屋外広告物につきましては、3年に一度の更新手続きでお願いしております。また、屋外広告物の管理につきましては、町内を巡視し、危険な看板については設置者に改善の指導を行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 11ページ、12ページ、13ページ。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どこ。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい、13ページでした。済みません。

○議長（若山 征洋君） じゃ、13ページ、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 社会資本整備総合交付金、これに備考欄にございますが、社会資本整備総合交付金町営住宅分、ここの説明をお願いしたいのですが、事業費とか財源内訳、補助対象、その辺をよろしくお願ひします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

25年度からの繰り越し分でございます。委託料の山王団地2、3工区解体工事実施設計業務委託料、支出額100万4,400円に対しまして、社会資本整備総合交付金は50万2,000円でございます。同じく、山王団地2、3工区解体工事341万8,673円に対しまして、162万円の交付金です。26年度の予算の分でございます。

山王団地第2工区建設工事監理業務委託料193万3,200円に対しまして、87万円、山王団地第3工区解体建設実施設計645万8,400円に対しまして、296万4,000円でございます。

次に、別府団地建設基本設計業務委託でございます。777万6,000円に対しまして、349万9,000円。

次は、山王団地建設工事5,292万円に対しまして2,030万7,000円、山王団地建設工事、先ほどの分は2工区の1、次は2工区の2でございます。3,294万円に対しまして1,180万1,000円でございます。

最後に、移転補償費の分でございますが、80万6,158円に対しまして38万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 何ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 今と同じです。

○議長（若山 征洋君） 13ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今と同じところで、社会資本整備総合交付金が予算額と調定額が、ちょっと差異がかなりあるんですが、これはどの部分に関してこれだけの差異が出たのか、その説明と理由を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

社会資本整備総合交付金に該当しない分、建築確認申請手数料20万8,000円、山王団地第2工区工事単価入れかえ業務委託が98万1,200円、県道山内吉富線歩道切り下げ工事の設計業務委託に対しまして、これが50万2,238円、別府団地用地測量でございます、これが126万1,440円。次は、営繕工事標準単価表の利用料でございます。11万8,800円、これを入れると数字が合うと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、ちょっと質問の趣旨とかなり違うんですけど、9,700万円が5,600万円になった、この4,000万円の差異を言いよるんじゃないけど、10万円とか言う桁で、どうやって足し算になるんか、ちょっと俺今のはわからないから、もう一度詳しく説明してください。

だから、どれが当たっているかわからないんですよ、ここではどの整備交付金が下がったのかを書いていないから。だから、どれがこんなに差異があったのか、全体的に少しずつあったのかもしれないから、そこを教えてくださいというんです。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この社会資本整備総合交付金なんですが、備考を見ていただくとわかりますように、定住化促進とか町営住宅分、太陽光とか各課にまたがった事業でございまして、各課ごとにこの金額を組

んでいるものですから、全体的にまとめて幾らだということは、一度各課の情報をまとめなければ、今この場での御報告は難しいかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 別に細かく出してくれというのではない、主だったものだけ4,000万円も約半分近くなったら、大体金額を見れば、あと交付金出ているのは200万円とか100万円とか言うのは、多分違うでしょう、可能性としては、大きい金額のところじゃないんですか、違うんですかね。

大体こういうところと、詳細については後で説明しますというのが普通の説明じゃないんですか。大体主だったところ、さっきから言っているでしょう、各課にまたがっている説明がないからわからない。だから主だったところは、こういうところだと思いますから詳細については後ほど説明しますというのならわかるけれど、各課にまたがっているからわかりませんちゅうのは、ちょっとそれは答えにならないのではないですか、どうですかね。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 申しわけございません。予算を組むのは企画財政課のほうで歳入の予算も組んでおりますが、その合計の予算現額につきましては、各課の資料を累計しているというようなこともございますので、金額的には一番大きな金額を占めております町営住宅分の予算のところに、かなりの差が出たものとは思われますが、これは一度確認の必要がございますので、確認の上、また報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（2番 山本 定生君） 今それ、すぐできるやろう。

○議長（若山 征洋君） すぐできる、なら午後一番。いいかな山本君。

○議員（2番 山本 定生君） はい。

○議長（若山 征洋君） じゃ、この件は午後一番に説明してください。

じゃ、14ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この教育費補助金の中で、防音事業関連維持費で小学校上がっているんですが、この防音事業、今回の小学校の対象になった内容、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

防音工事で設置しました空調設備を、騒音防止等のため稼働させ、また、稼働し得るよう維持することを目的としまして、国から補助された国庫補助金でありまして、補助の内容につきましては、維持費のための電力量料金の10分の6、それから基本料金の3分の2の補助率にて補助されます。

平成26年度実績で、まず、電力料金分につきましては52万4,814円の事業費なんですが、その10分の6、先ほど言いました電力量料金の6分の1で30万6,000円、それから基本料金分これが193万978円の事業費に対しまして、3分の2で102万3,700円、その合計額が決算額として計上されております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の目、総務費補助金の中で節で2節がんばる地域交付金と、3節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、ちょっとこの2つについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、最初に、がんばる地域交付金についてですが、このがんばる地域交付金は国の平成25年度の補正予算で創設された臨時交付金でございまして、平成26年度の地方単独事業費に充当することができるようになったものでございます。実際に、この交付金がどの単独事業に充てられたかといいますと、具体的には、吉富あいあいセンターの改修事業、それと、吉富フォーユー会館ブロック塀の取りかえ事業、それと、こどもの森駐車場の舗装修繕事業に充ててございます。

次に、3節で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございしますが、これは同じように平成26年度の国の補正予算で創設された交付金でございまして、国から交付限度額として、本町には3,707万6,000円が示されておまして、その分を予算計上したものでございます。

ただし、この実際の事業につきましては、全額を明許繰越いたしまして平成27年度、まさに今の年度の中で、この事業立てをしておりますので、ここでの歳入には上がっていないわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 15ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3目の土木費委託金で、河川海岸費委託金の中の山国川樋管管理委託金というのがありますが、これはちょっと予算と若干のずれがあるんですが、そもそもこれはどういうことなのかと、この算定方法というか算定基準、それがわかればちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

山国川樋管管理委託金につきましては、山国川、一級河川に国土交通省が設置しております樋

管についての管理でございます。町内に8カ所ございます。そのうち全て地元自治会長に管理をお願いしているわけですが、基本的な毎月の点検と出水期には複数回の点検、それから臨時的な点検等がございまして、その算定につきましては国土交通省のほうから算定し、その金額が交付されるということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 16ページ、17ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県補助金、総務費補助金の1節総務費補助金、この、個性ある地域づくり推進事業費補助金、生活交通確保対策補助金、公共施設等再生可能エネルギー導入推進費補助金、この3項目について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず、最初に、個性ある地域づくり推進事業費補助金について御説明いたします。

この補助金につきましては、吉富町が加入しています京築連帯アメニティ都市圏推進会議主催の京築フェスタの実行委員会の負担金として、県のほうから補助金をいただいているものでございます。実際、歳出につきましては、その負担金として10万2,000円を歳出いたしまして、その2分の1が県の補助金として戻ってくるというようなことになっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その下の、生活交通確保対策補助金でございます。

これにつきましては、平成23年度に創設された県の補助金です。平成26年度の補助金は、築上東部乗り合いタクシーの運行補助金4万7,000円だけとなっております。補助率はコミュニティバスの運行に対しまして、市町村が補助した金額の20%、ただし運賃の収支率が50%未満の場合については8%となっております。築上東部乗り合いタクシーの収支率が41.5%ですので、8%の補助率となっております、この金額となっております。

なお、前年度までは吉富町巡回バスが補助金として上がってあったんですけども、平成23年度から25年度までの3年間補助金があったんですが、その3年連続で収支率が25%を下回ったため、平成26年度から補助金を受けることができないようになっております。以上です。

引きつづきまして、公共施設等再生可能エネルギー導入推進費補助金でございます。これにつきましては、役場庁舎に太陽光発電及び蓄電池設備工事をしたこれに対する補助金でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町内バスが対象から外れたというのはちょっと残念なことですね。

もう少し利用率を上げて、何とかこういう補助金の活用をしたほうがいいかと思えます。

続いて、2目の民生費補助金、これ1節から7節まであるんですが、予算額と、調定額に対してちょっと差異がかなりあるのが若干目立つので、これちょっと一個一個聞くと時間がかかりますから、この中で主だったところを節ごとに、主だった理由を説明してください。内容と説明を。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、どこどこ言うた方がいいんじゃないか。

○議員（2番 山本 定生君） 一個一個、……。

○議長（若山 征洋君） それやないとみんな黙っておる。はい、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、それでは1節ずついきましようか。もうちょっと多分、これ全部健康福祉課なんで一個で聞いた方が早いかなと思ったんですが。どっちがいい、1項ずつ、1節ずつ、1項目ずつ、それとも1節から7節までずばっといきましようか。いきます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

まず、1節の社会福祉費補助金でございます。これはひとり親家庭の補助金等がございます、予算現額と調定額は差異がございます。これは医療費の動向によって収入済額が決まるものがございますので、そういうふうになっております。

児童福祉費の補助金でございますが、この分についてはそんなに差異はないと思えますが、地域子育ての補助金等申請、そして収入に入るわけでございます、それも補助金額によって若干上下いたします。

3節の身体障害者福祉補助金でございます。この分は、主に重度障害者医療の補助金でございます、この分につきましても医療費の動向がつかむことがなかなか難しいので、予算額のほうが多くなっております。

次に、老人福祉費の補助金でございます。これにつきましては、主な原因は、福岡住みよか事業補助金ということで、これは町が福岡県の一部補助金をいただきながら、高齢者世帯のバリアフリー化、最大40万円出しております。この補助金に該当するのは低所得者、非課税世帯の分のみしか該当しないものでございますので、その件数も年度末にならないとわからないものですので、そういう差異がございます。乳幼児医療の補助金にしても、医療費の動向の関係上、予算現額と収入済額との差異がございます。

放課後児童健全育成事業に関しましては、予算額より若干増えております。障害者福祉の補助金でございます。この分は予算額に対しまして半分程度ということで、これも地域生活支援事業ということで、障害者の方の需用費の事業費を使えばたくさん入りますし、余り使われなければ金額も少なくなります。いずれにしても利用者の利用状況の動向で収入が決まるものですから、

こういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと17ページ、同僚議員の質疑の中ちょっと疑問が出ましたので、先ほど生活交通確保補助金とかいろいろありました。その中に、町内巡回バスに補助金が出なくなったんだということでした。まあ、理由としては収支率が25%を下回るのが3年続いたんだということだったと思います。間違ったら後で訂正してください。

この収支率ちゅうものは、要するに利用者が、うちは100円バスにしておりますが、その100円を積み上げていくと、分母は運行費ということだろうでしょうか、それとももう金額だけでしょうか。それとも利用者の数とか、要するに福祉ですので収支率25%ちゅうのはなかなかできんかと思う。もしそうならば、もうちょっと上げなならんとか考えなならんと思うんですが、それとか利用者の率を上げるとか、そういうのには入っていないんでしょうか、その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

先ほど申しあげましたように、この県の補助金は平成23年度に創設をされております。その以前はこういった補助金はございませんで、町単独で行ってございました。一人一回100円でございますので、100円掛け乗車数が収入になっております。

昨年度の巡回バスの収入は92万2,900円、だから9,229人の方が100円で乗って、92万2,900円であります。これに対して運行経費が534万8,255円かかっております。そういう状況でございます。福祉の目的の巡回バスでございますので、余り料金を上げることはできませんが、どうしてもこのバスを運行するに当たっては、こういった金額がかかってしまうので、収支率がどうしても落ちてしまうということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、以前は単独でしたんですが、どういう経緯でせつかく県からそういうメニューがあって、これはサンセット方式で3年間だということだったかと思いますが、それを何とかする、補助金をもらう、助けていただくという方法は、ほかには考えられん、今、何かありますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今言いましたように、運行経費が534万8,255円、これの25%といいますと133万

7,000円でございます。そうなりますと、1万3,370人以上乗車していただければ収支率が25%を上回ることになります。まあ、そういった運賃を上げるのはなかなか先ほど申し上げたとおり難しいんですが、あと乗車数を今よりも約4,000人ふやすということになりますので、なかなかちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の県の事業というか補助金を出していただいている事業に対して、今、すごい矛盾を感じています。この生活交通確保対策補助金というものの目的は、県はどういうふうに言っているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） こちらに今、県要綱がありますので読み上げますが、「この要綱は市町村が行う生活交通確保対策を支援するため県が予算の範囲内で交付する補助金について、福岡県補助金交付規則に定めるもののほか必要な事項を定めるもの」ということで、やはり、今、交通弱者に対する交通がなかなか足りていないというところから、県がこれをつくったのではございますが、やはり県といたしましても予算がございますので、予算の範囲内で交付したい。それに対しては、やはり町もそれなりに収支率を上げるような努力をしてほしいという趣旨だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 収支比率を上げる努力をしてほしいという県の意向というか、それは当然だと思います。

しかし、もともと交通弱者の方が利用するものであって、先ほど執行部も言われましたように、料金を上げるのは難しいというのは当然だと思うんですね。ですから、収支比率を上げる努力はしながらも、それが満たないから補助金は出さないとかいうのではなくて、ゼロではなくて、先ほどありましたよね、20%と8%の違いですか、それも含めてゼロではない、やはり町が自治体が交通弱者を何とかしたいと思っている事業に対しては、やっぱりゼロではなくて、補助金をちゃんと支払うというようなことに変えていくべきと思うんですね。

ですから、ぜひそれは県に対して自治体としても、そういう要望を出すなり意見を言っていたきたい。でないと、その趣旨に合わなくなってくるのではないかなと思いますので、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 県のほうの補助金は、県のいろいろな考えのもとにそういう制度をつく

られているんだろうと思います。我々は、町内の交通弱者と言われる方々をどのようにすべきかということで、もう随分になります。町内巡回バスをとということになりました。

当初は多くの皆さんが使っていたんですが、最近は利用者が減ったということで、町民の皆さんの要望に対してどうなのかなというのがありますし、また、経費も上がっております、当初よりも燃料費等が。その辺を受益者の皆さんにどのように負担していただくのがいいのか、考えなければならないようなときが近づいているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） もう3回、2回目かな。

○議員（8番 岸本加代子君） これが3回目です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が町長にお尋ねしたのは、そういう県の制度そのものを、もっと実態に合うものに変えていくように、自治体の首長として県に意見を言っていたきたいということなんです。そのことについての答弁をお願いしたいというのが一つ。

もう一つ、児童福祉費補助金、一番下のほうですね。その下のほうに保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金というのがあるんですね。これはどういう事業に対して、この補助金が交付されるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、議員さんの御質問は、我々首長は県に対してものは言っているかということだろうと思いますが、私ども今、県の町村会を通じまして、幅広い分野で県の知事を初め幹部との協議会、あるいは出先の幹部とのそういう意見交換なりいろいろとやっております。

また、地元出身の県議にもそのようなお話もさせていただいております。決してじっと黙って、辛抱強く我慢をしているわけではありません。

○議長（若山 征洋君） もう一つの、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

保育士等処遇改善特例事業費の補助金でございます。保育所の職員、法人役員は除外でございますが、保育所内の保育士、調理員、その他の職員、この方の賃金の改善を行った保育所に対して補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、同僚議員たちのやり取りを聞いていて、若干疑問に思ったんですが、先ほどの生活交通確保対策補助金、まあ、県のこれに合わなくなる20%以下であるということで、値上げの可能性とか、町長のほうはバスの利用の方法、当初と比べて人が

減ったから、利用の見直しを行わなければいけない時期に来たかと言われましたが、当初のころに比べて減った理由というのが何であるかという分析はされたのでしょうか。当初のころは日曜日は利用者は少なかった、平日の利用者が多かった。もしかすると、今は日曜日の利用者が実は多いからこそ、使う人が減っているのではないかという可能性はないのでしょうか。

それと、例えば当乗り合いバス、これとの接合についてをさんざん議会は言っておりますが、そういうことがあるからこそタクシー利用とかになって、実際にバスの利用者が減っているという可能性はないのでしょうか。そういうところを根本的から見直そうという考えはないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、そういった見直しの時期に入っているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 心配するのは、見直しちゅうのは大抵やめるとか減額するとかそういうことがイメージされます。そういうことのないように、よりいい形でやるように見直ししていただきたい。それをちょっとお願いしておきます。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、暫時休憩に入りたいと思います。再開は13時10分から、19ページからとします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に、企画財政課長より午前中の件につき発言の申し出がありましたので、許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、午前中のことにつきまして回答させていただきます。

13ページの3目の土木費補助金なんですけど、予算現額が9,750万5,000円に對しまして、収入済額が5,650万4,000円ということで、そこに大きな開きがありますがということのお話だったと思いますが、これ、実は、平成26年度に予算は確保しまして、その全額を明許繰越した事業がここにありまして、具体的には、狹隘道路整備促進事業の大市屋敷線延長新設工事ということで、国庫支出金として約3,700万円がここに組み立てられたものを、27年度のほうに明許繰越した関係で、これが主な原因でございました。大変失礼しました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、健康福祉課長よりも申し出がありましたので、許可します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 8ページでございます。住宅使用料の未納の件数でございます。住宅使用料524件です。共益費につきましては、158件でございます。駐車場の使用料につきましては、135件となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、いいですか。19ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 午前中に引き続きまして質問をいたします。

6目土木費補助金1節土木費補助金、建築基準法施行事務取扱補助金、こちらについての説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

建築基準の届け事務に関して、その事務に対する補助金でございます。26年度は、11件の事務取り扱いを行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ、21ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15款財産収入で、同じく1目1節土地建物貸付収入、こちら3件、町有地貸付料社会教育施設地貸付料、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初に、町有地貸付料でございます。金額が142万584円となっているものでございます。これは、具体的には、町有地といたしまして、天仲寺の山の下の部分の町有地があるんですが、そこに、東病院さんの駐車場としてお貸ししてる部分が72万円。次に、和井田の黒川沿いのところ、若山物産さんですね、にお貸ししてる部分が10万円。それから、別府の町有地の大部分になるんですが、社会福祉法人ですかね、初花会にお貸ししてる部分が53万6,380円。それと、あと、電柱料等が、NTTと九電とですね、約6万円というふうになってるわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。（発言する者あり）教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 一番最後の社会教育施設用地貸付料が教務課の関係になりますので、お答えをいたします。

これにつきましては、社会教育施設内に設置しています各種の自動販売機、これ10台なんで

すが、それに大気環境自動測定局、それから、電柱の用地貸し付けの収入となっております。去年が11万4,000円ぐらいだったんですが、今年度、若干減っております。これにつきましては、午前中申し上げたとおり、体育館の使用の中止で、その期間中の収入が日割り計算で計算していますので、その分が減少しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 2番目の環境衛生事務組合土地貸付料です。環境衛生事務組合が町有地をお借りしてます界木のし尿処理場、駐車場、事務所の土地貸付料として、33万円を上げております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16款寄附金1項1目1節一般寄附金1,000万円ですね。こちらについて、もう一度説明ください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この一般寄附金1,000万円なんですが、以前、吉富町内にお住まいだった個人さんの御意思によりまして、町に1,000万円の寄附で子育て支援に役立てていただきたいということでありまして、その御意思を継がれた方からこの御寄附をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 23ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 17款繰入金1項1目2節の特定目的基金繰入金ですね。こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 一番最初の公共下水道事業費基金繰入金でございます。これは、公共下水道事業に伴う繰り入れでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 2番目の地域の元気臨時交付金基金繰入金ということで、1億20万1,095円について御説明申し上げます。

この地域の元気臨時交付金の基金の繰入額でございますが、平成25年度に交付のあった合計では1億9,809万1,000円のうち、本町では1億円を地域の元気臨時交付金の基金として積み立てまして、平成26年度の地方単独事業費に充てることといたしました。その分で積み立

てたこの1億円と、その分が利息として20万1,095円となりましたので、それをあわせまして取り崩して収入としたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 教務課のほうから、今の企画財政課長の補足になるんですが、その1億20万1,095円のうちから5,940万255円と、あと、一番下の地域福祉基金繰入金7,502万2,665円、合計の1億3,451万2,920円、これにつきましては、老人福祉センターの、後から、99ページになるんですが、その実施設計、それから施工監理、それから改修工事、この金額が合計で1億3,451万2,920円になるんですが、その分の歳入のほうに充てております。

それから、人材育成基金繰入金742万4,960円につきましては、これも後からあるんですが、91ページの5目で、英会話ふれあい事業の金額、これ全額を繰り入れております。ちなみに、英会話ふれあい事業の慶応アカデミーが委託の先になるんですが、その金額の724万8,960円と、あと、企画財政課が所管しています英語短期研修参加助成金17万6,000円、この合計額が、人材育成基金繰入金として歳入として上がっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 引き続きまして、災害対策基金繰入金の御説明をいたします。

昨年実施いたしました防災行政無線の個別受信機電池取替費といたしまして126万710円、同じく、MCA無線電話接続装置設置工事費といたしまして83万2,140円。毎年、計画的に備蓄しております災害備蓄品といたしまして85万5,900円。災害対策本部情報表示装置設置工事、総務課の室内にしておりますが、それに対して237万6,000円。あと一つ、緊急通報メール一括配信サービス利用料といたしまして19万9,800円。以上の経費として繰入金を充てております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、基金の繰り入れについて説明を受けました。

今期、これら基金5項目を使っておりますが、先ほども歳入歳出差引残高のときにお聞きしましたけど、再度お聞きします。これら5項目の基金に対して、もしくは、これらに対して、補填というものは今期は行っていないのでしょうか。ちょっと御確認いたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

そういった補填といたしますか、積み立てはしてございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 24ページ、25ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの2項町預金利子1目1節預金利子ですね。この中に住宅敷金保管利子というのがありますが、こちらは何件分でしょうか。御説明願います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

4件分でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 26ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら雑入で、その他収入が上がっております。ちょっとその他収入、26ページの雑入です。こちらについて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） その他収入の中で、企画財政課分として合計で145万1,654円というのがございます。この内訳なんです、ホームページのバナー広告料、これが39万円。それから、予算書のコピー代といたしますか、その分が1,554円。それと、あと、旧豊築休日急患センターの所有者の変更に伴う分として、吉富町に雑入で入った分の金額が101万4,000円。それから、労金出資金が1,000円。それと、職員の申し出による自主返納金というのが4万5,100円。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 総務課分のその他収入でございますが、臨時職員の雇用保険料自己負担分が18万7,828円。職員が使用しております名刺の台紙代といたしまして7,500円。あと、その他、水道の仮設代とか、公衆電話の手数料とか、団体生命共済事業の剰余金とか、もろもろの総務課に関する収入が37万8,335円ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） その他収入でございますが、健康福祉課の所管でございます吉富保育所の分でございます。トータルで65万8,480円でございます、内訳としましては、保育士と職員の給食費、月額4,785円でございます。

もう1件は、保育園に大学からの実習生が来られます。その実習生の指導料としまして4万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民課の関係ですけど、行旅死亡人葬祭扶助費ということで、福岡県より24万2,180円が入っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、産業建設課関係を御説明いたします。

まず、全国農業新聞の購読に対しての奨励金が960円。町道草刈り人の傷害保険、草刈り人の変更に伴い、保険料の差額分の返納です。それから、駅前駐車場のバーを取り壊されました関係から、その取り壊した方に弁償金として3万4,560円。合計3万6,810円が、その他収入であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同じページですが、先ほどの住宅敷金保管利子というのがありました、同僚議員の質問で。これは、住宅入居のときに支払うちゅうか、預託される住宅敷金ちゅうことだろうと思うんですが、これは、御町内の住宅ではどこなんですか。それと、今どれだけたまとるかちゅうか、原資をお知らせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町営住宅の今、入居している方の全部の敷金でございます。原資でございますけど、今、ちょっと手元にございませんで、後ほどまたお伝えします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 会計管理者。

○会計管理者（田中 修君） 決算書の110ページに、一番最後のページです。住宅敷金の決算年度末現在高578万5,000円となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 担当課長のお話では、全住宅が対象と、たしか今言ったように聞こえたんですが、どこの住宅、例えば、高浜とか山王とか、そういうことでしょうか。（発言する者あり）それで、先ほど、ごめんなさい。その中に4件分ですと、この利息は。それとどう整合するんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この金額の4件分ということは、7月8日に500円、8月18日に75円、2月16日に65円、3月31日に750円ということで、1,390円の件数を述べました。住宅は、高浜から間尾、平原、幸子、別府、山王ですね。その今、入居されている方の敷金をお預かりしております。

以上でございます。

○議員（7番 是石 利彦君） 濟いません。よくわかりました。4件分ちゅうたからね。4回分の入金なのね。濟いません。よくわかりました。

○議長（若山 征洋君） 26ページ、27ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。最終19款諸収入の雑入、緊急防災減災事業債の、こちら減額になった理由をちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この緊急防災減災事業債、予算現額としては1億1,750万円、これが7,310万円となってるわけですが、これにつきましても、先ほど国庫支出金ですかね、補助金のほうですか、のほうで説明いたしましたのと同じように、狭隘道路整備事業の大市屋敷線の延長新設工事ということで、ここで緊急防災減災事業債として3,240万円というような金額があったわけですが、これを全額明許繰越いたしましたので、この分の差がここに出ているわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。

歳出28ページをお開きください。28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 31ページ、2款総務費1目一般管理費14節使用料及び賃借料で、こちらに自動車通行料というのが入っているんですが、ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この自動車通行料につきましては、ETCの料金と、あと、自治会長が研修に行った際の通行料でございます。金額が、その2点になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 大変申しわけない。30ページになるんですが、いいですか。

30ページの委託料のところですね。ここに主要施策報告書とあります、の中に、職員援助プログラム業務委託80万4,000円ですか。それから、人事評価制度構築導入支援業務委託297万円とあります。これについて、どのような業務を26年度起こして、どのように結果と
いうか、評価が出てるのかお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

その前に、先ほどの自動車通行料ですけども、金額がわかりました。ETCカードが1万3,480円、自治会長会の研修時に使った通行料が7,810円、計の2万1,290円となっております。

次に、是石議員からの質問でございます。職員援助プログラム80万3,720円、これにつきましては、職員のメンタルヘルス対策といたしまして、吉富町外1町環境衛生事務組合、吉富町外一市中学校組合と共同で、平成24年度から実施をいたしております。内容は、電話、メール、面接での相談業務、専門機関への紹介、職場への定期報告、人事担当や管理職職員へのサポート、メンタルヘルス研修などを行っております。委託料については、吉富町とその2つの組合の職員数に応じて支払いをしております。

効果ですけども、平成26年度の相談件数は、職員からの相談は122件。実質3名の方が122件相談をしております。人事担当や管理職からの相談は81件。2名の職員から81件となっております。

続きまして、人事評価制度構築導入支援業務委託料297万円であります。

地方公務員法の改正によりまして、平成28年4月から人事評価制度を導入し、活用をしなければなりません。本町は、平成25年度に人事評価制度試行マニュアル——試しみのマニュアルですね。それを作成し、平成26年、27年で、本格実施前の試しみの試行、試行をしているところでございます。この委託料は、人事評価制度をスムーズに実施するために、人事評価制度の構築導入のための支援業務を委託をするものであります。現在、試行をしております、来年の4月の本格施行に向けて、着実に準備が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 32ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 32ページですね。総務管理費で財政管理費、こちら報酬、財政検討委員会委員報酬というのが上がっております。こちらの人数と、会議を行った回数についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この財政検討委員会委員報酬ですが、委員は10名いらっしゃいまして、10名とも参加をいただきました。1人3,000円の10名の、26年度では1回行いましたので、掛ける1ということで、この金額が上がっているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく総務費の中で、4目会計管理費22節補償補填及び賠償金、こちらに源泉所得税立替金と延滞税及び不納付加算税というのが上がっております。ちょっとこちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 会計管理者。

○会計管理者（田中 修君） お答えします。

平成25年1月1日から平成26年3月31日までの、その期間内の所得税法第204条第1項第2号該当の司法書士、土地家屋調査士等と、それと、第5号該当の芸能関係講演会等の報酬または料金にかかる源泉徴収の調査依頼が税務署からありました。それで、その期間中の調査をした結果、源泉徴収漏れが確認されましたので、平成22年1月1日から平成26年10月10日までの間に源泉徴収をしていないものについて、徴収する必要が生じました。それで、その納付を速やかにするために、その分の立替金を税務署に納付したものであります。第2号の該当者で11業者、第5号該当者で1業者の該当件数がありました。

それと、延滞税と不納付加算税につきましては、その法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税と、期限におくれたという事実により課せられる税金を、それぞれ延滞税が6万5,000円、不納付加算税が6万8,000円、合計13万3,000円を税務署に納付したものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 33ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費の中で、5目財産管理費12節役務費の中で、これ自動車点検、公用車定期点検手数料というのがありますが、これは何台分でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 点検、車検ですかね。自動車車検代行手数料でしたかね。（発言する者あり）失礼しました。公用車定期点検手数料4万7,305円、これにつきましては、総務課で管理する公用車で、12カ月点検、定期点検を迎えた6台分の点検手数料でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみに聞きますけど、こちらの公用車、総務管理の公用車ですが、これは、議員や議会というものは公用車はこちらは使うことはできるんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは職員用の公用車ですので、議員さんには使っていただいておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 34ページ。中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 1番、中家です。15節の工事請負費の中で、庁舎太陽光発電及び蓄電池設置工事費として2,400万円ほど上がってますけど、太陽光に幾らかかって、蓄電池に幾らかかったのをお聞きしたいのと、太陽光が何キロワットで、蓄電池が何キロワットの容量の分を設置したかお聞きしたいです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

平成26年度主要施策報告書に記載しております総務課の関係分で、一番下に太陽光発電及び蓄電池設置工事2,582万1,000円、合計かかっております。ここに内訳を書いております。工事費で2,414万7,720円、工事実施設計で112万2,400円、工事監理で56万円。こういった工事をしたかということ、太陽光発電システム10キロワット、リチウムイオン蓄電池15キロワットアワー、LED照明10基、非常用コンセント10基を工事をいたしました。今、議員がおっしゃられた蓄電池に幾ら、太陽光発電に幾らというのは、ちょっと、済いません、把握してません。全体でしかちょっと見ておりませんので、またわかればお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それと、フォーユー会館の太陽光発電は、収入のところで、余剰電力販売料として13万6,000円ぐらいが上がったと思うんですけど、庁舎の分は、その余剰発電のほうは考えてられないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、余剰の売電は考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 18節の備品購入費、何を買われたのかということと、あと、15節の工事請負費で、繰越明許された部分がどういうものなのか。それから、それを除いても、

支出された額の3倍ぐらいの不用額が出ているんですけども、この理由をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 財産管理費の備品購入費19万404円の説明をいたします。

役場消火器に4万6,224円、インタビューボードに11万7,180円、議場の電波時計、上・下これに2万7,000円を支出しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、もう一回。

○議員（8番 岸本加代子君） 15節の工事請負費で、1,800万円繰越明許になってますよね。これが何なのかということと、あと、不用額のほうが、実際支出された額よりも大きいので、これ、どうしてなのかなと思ったんですけど。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

6目企画費の15節の工事請負費のところの御質問ですが、そこに1,830万円ということで繰越明許費が上がっております。これにつきましては、県営住宅の建てかえ事業の一時造成工事の工事請負代金を26年度にこうって組んでおったわけですが、これも同じく全額を27年度のほうに繰越明許したということで、ここに1,830万円の金額が上がってるわけがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 不用額の説明は。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 濟いません。もう一つの質問を忘れてございました。ここで不用額が52万9,350円というふうに上がってるわけですが、実は、道路案内板等の設置工事ということで、実際に出たのが、そこで書いてます17万640円なんですけど、当初予算を組む段階では、この道路の名称看板の設置をする路線を、もうちょっと件数を、今回3路線が対象になったんですが、それ以上の路線に名前をつけて案内看板を立てようということを計画しておったんですが、応募等もちょっと芳しくなかった関係で、3路線しか今回26年度では決定できませんでしたので、その分の費用が不用額となったわけがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、同僚議員が聞いて、道路案内板で1,800万円も残ったんかと思ったら、違うんね。それ工事請負費ね。

濟いません。同じ企画費で、総合計画審議会委員報酬の総合計画審議会、こちらの人数と回数、そして、不要が出た理由ですね。もう一つ、そのまま行っておきます。その下の報償費、企業立

地奨励金と定住化奨励金、こちらについての内容の説明、いわゆる件数ですね。そういうのを説明してください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初に、報酬のところなんですが、総合計画審議会委員報酬ということで上がっております。この委員は23名いらっしゃいます。会議は、26年度につきましては1回開いてるわけですが、そのときに出席は19名でした。4名欠席をされました。その関係で、3,000円掛けの出席の19名を掛けまして、この5万7,000円というふうになってるわけでございます。

次に、報償費のところなんですが、まず最初に、企業立地奨励金ということで260万1,000円という金額が上がってございます。これにつきましては、吉富町の企業立地促進条例に基づいて交付するものでございまして、町内で事業所及び研究開発施設の新設、増設、それから移設をするものに対しまして、奨励措置を講ずることによって、本町における企業立地を促進し、雇用の増進、拡大を図ろうということを目的にしているものでございます。この26年度につきましては、2社が該当いたしました。1社、まず、田辺三菱製薬工場株式会社さん、それと、株式会社エーピーアイコーポレーション、その合計の金額がこの金額になっておるわけでございます。

次に、定住化奨励金につきましては、これにつきましては、町内に住宅を新築、建てかえ、または購入をされた方に対しまして、家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を、奨励金として3年間交付する制度でございまして、26年度のこの予算の中では、平成23年から平成25年に取得した方が対象になってございまして、件数では68件がございました。その合計金額として、この金額が奨励されたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 35ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの17節公有財産購入費ですね。土地購入費。こちら、たしか界木やったのかなと思うんですが、この減額というか、支出済額との差異、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

公有財産購入費で、予算現額1,500万円、支出済額が1,305万1,500円なんですが、この土地購入は、県営住宅の建てかえ用地として町が購入したものでございます。旧の橋畔クラブの西側の用地の分でございます。当初予算では1,500万円という金額を組んでおりましたが、交渉によりましてこの金額ということになりましたので、その差が生じてるものでござい

す。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県営住宅の跡地です。あそこ、たしか不動産鑑定が入ったんですよ。不動産鑑定入っても、やっぱり交渉して若干値段の差異が出るのかな。どうなんかな。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、県のほうが事前にそういった調査で金額を出してはおりますが、あくまでもそれは参考の単価でございまして、実際交渉するに当たりましては、若干の費用の、予算の増ですか、それを上乘せしとったわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 36ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 9目の15節工事請負費で、交通安全施設設置費が不用額で出ております。交通安全にかかわるガードレールとか、そういうものだと思うんですけども、そういうものが必要だという、どういうふうにしてそれを把握されておられるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、各自治会、自治会長からの要望に基づきまして工事を実施しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 自治会長の要望だけなんですか。町民の皆さんが個別に通報というかお知らせして、それが、役場のほうが必要だというふうに思われたら、それは設置しているというようなこともありますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地区の道路の標識等でございますので、自治会長に集約していただいて、自治会長を通して申請をしていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、自治会長さんを通さないと、そういうふうには設置していただけないということですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自治会長を通して申請をしていただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 午前中にも若干説明があったんですが、今、同じ交通安全対策費の中の19節負担金、町内巡回バス運行補助金、ちょっと翌ページに行ってしまうんですが、東部乗り合いタクシー、こちらの利用者数、ちょっともう一度説明してもらえますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町内巡回バスでございます。ちょっと3年分しか見てないんですけども、平成24年が1万1,123人、平成25年が1万4,455人、平成26年が9,229人となっております。東部乗り合いタクシーの人数でございます。平成24年が1万6,390人、平成25年が1万6,916人、平成26年が1万7,172人。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 37ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 戸別受信機のことについてお尋ねしたいと思います。これは、全町一斉に戸別受信機の電池取りかえはされるんでしょうかということと、あと、電池代は、ちょっとわからなかったんですけど、消耗品費か何かに入ってるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず最初ですが、これは全町一斉に交換をいたしております。電池代につきましては、需用費消耗品で購入しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく防災無線費の中の13節委託料で、防災行政無線保守点検委託料とあるんですが、これ、ちょっと昨年までと変わって若干値段が上がっているんで、この説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 濟いませぬ。ちょっとこの資料は持ち合わせておりませんので、また報告したいと思います。失礼しました。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど東部乗り合いタクシーのことをお聞きしたことなんですが、我が町の巡回バスには県からの補助金があって、先ほどの午前中の議論じゃないんですが、25%というクリアできんとだめだと。この東部乗り合いタクシーは、ちょっとうちがその事務局じゃないちゅうことなんですが、これにも同じように適用されているんだと、ちゅうことです。

かね。言うた。言うたかな。ごめんなさい。（発言する者あり）こっちは出るんやな。ほんなら、これは、先ほど金額は、その収入はあるんですか。わかるんですか。先ほど乗り合いバスでは24年からふえてるとか。（発言する者あり）あ、そうやな。ふえたんだな。済いません。ちょっとまずかったな。（笑声）

○議長（若山 征洋君） 38ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 19節負担金補助及び……。

○議長（若山 征洋君） ちょっと私語を慎んで。

○議員（8番 岸本加代子君） 負担金補助及び交付金のところの自衛隊関連予算があるんですが、自衛隊父兄会補助金、築城基地協賛会負担金、京築地区自衛官募集事務連絡協議会負担金は、これは予算どおりの執行なのかということが一つと、あと、連絡協議会の構成団体について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 執行は予算どおりでございます。あと、連絡協議会、京築地区ですね。京築地区でございますので、京都郡行橋から豊前市、築上郡の町になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この12目諸費の役務費の中に自治会賠償責任保険料というのがありますが、こちらは何自治会分と、あと、今年度、この自治会賠償責任保険を使ったことがあるのかないのかと、対象はどういう方になるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、町内2,727世帯で計算をしております。

26年度につきましては、この保険の対象になった事故等はございませんでした。これは、その上に総合賠償補償保険料というのがございますけども、これにつきましては、町が主催する行事に対して保険が支払われます。この自治会賠償責任保険につきましては、自治会が単独で行った行事に対して、事故があった際に支給されるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今年度、事故がなかったということなんですが、よく自治会が掃除するとき、草刈り機使って、飛び石でガラスを割ったとか、けがさしたとか、よくあるんですが、そういうものに使えるということによかったんですか。ちょっと一回確認しておきます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 使えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 39ページ、40ページ、41ページ、42ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 42ページ、戸籍住民基本台帳の1目1節報酬、埋火葬許可証等交付業務嘱託員報酬ですが、これは職員が行ってるんじゃないんですかね。委託職員になる。ちょっとそこの、今回、報酬出した内容の説明と、不用が出た理由をちょっとお聞かせ願います。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

埋火葬許可証等交付事務嘱託職員の報酬ですけど、これは、庁の休日であります土曜日、日曜日、祝日、年末年始におきます火葬許可証の交付事務を、役場の宿直に嘱託を任命しております。1件につきまして2,000円ということで、21件の予算の支出をしております。当初、年間41回分ぐらいの火葬、今までの土日の実績を見まして上げてましたけど、26年度につきましては、件数的には21件だったので、その分の執行残が出ております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 43ページ、44ページ。

○議員（8番 岸本加代子君） 済いません。43ページ。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 7節賃金の不用額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

臨時職員の賃金につきましては、予算では、7月から9月までの63日分の予算を確保いたしましたけど、臨時職員がなかなか該当する方いらっしゃらなかったんで、8月の25日から9月30日までの期間臨時職員を採用いたしましたので、それで執行残が出ております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 50ページ、民生費、1項社会福祉費1目社会福祉総務費の25節の積立金ですね。こちらの1,000万円、地域福祉基金積立金ですが、こちらは寄附金からの積み立てでよかったのかなと思うんですが、ちょっとその辺、確認の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど財政課長が答弁したとおりの方からの分を積み立てました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 寄附金をそのまま積み立てたということで、目的基金だと思うんですが、こちらのほうは、何か使う目的とか、予定とか何かありますでしょうか。お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、建設中であります児童クラブの新築工事ですね。あの分に地域福祉積立金を使っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 51ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく社会福祉費の中で、3目老人福祉費の中の1節報酬の高齢者福祉計画推進委員会委員報酬ですが、こちらについての人数と回数の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

委員の人数は11名で、1回開催いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 52ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 緊急通報電話機についてお尋ねします。現在、何世帯に設置されてるのでしょうか。それから、1つの機械とか、1本につき幾らぐらい、これ、かかるものなのでしょうか。それと、もう一つ、セカンドライフセミナー事業について、参加者とその推移について、過去からどういうふうな状況なのか御報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 緊急通報電話でございますが、現在102台、102人の方にお貸ししております。御存じのとおり、緊急のボタンを押せば、消防のほう並びに協力員のほうに通報があります。そして、センサーがついておりまして、センサーは全部はつけておりません。96台ぐらいだと思いますが、玄関及びトイレ等に8時間ぐらいその方が行動がなければ、異状があったものとして通報が行きます。そういう装置でございます。

その下に、備品購入費として51万7,320円計上させていただいております。これは10セット分購入いたしまして、約5万1,000円ぐらいでございます。

セカンドライフセミナーの推移でございますが、以前はかなりの参加者がいらっしゃいましたが、年々少なくなってございまして、昨年は残念ながら、98人該当者がおるんですが、11名ということで、以前は4割程度いたんですけど、年々少なくなってございまして、この数字とな

っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） セカンドライフセミナーの参加者を聞いてびっくりしたんですけど、それだけ少ないようでしたら、本当にセカンドライフセミナーとして、ちょっと方向性というか内容なりを考えていくといいんじゃないかと思うんですけども、今後についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今年度は、もう実施はいたしません。一応、廃止という方向でしておりまして、今までセカンドライフセミナーということで、こちらからどういう過ごし方がいいんですよというようなお示しをしておりましたが、御存じのとおり、今、地域包括ケアというのが立ち上がっております。これ、地域住民の方が持てる力を高齢者の方にお返しするとか、そういう意味合いがございまして、セカンドライフの該当者にそういう地域の力になってもらおうと思って、今のところ、そういう仕組みづくりをしておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど私が質問した老人福祉費の高齢者福祉計画推進委員会委員報酬の分なんですが、先ほど11名で1回分と言われたんですが、これ、定数何名で、委員会の報酬は幾らで、不用は何で出たのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

委員さん、委嘱してる方17名でございまして、1人3,000円でございます。済いません、ちょっと回数が違っております。ちょっと回数、また後ほどお知らせします。済いません。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと今さらと思って、緊急電話ですか、先ほど今、議論ちゅうか質問の中ありました。あれは単独予算なんのでしょうか。補助事業なんやろか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この事業は、設置当時、今から三、四年前やったと思う。国のCTCとか何かそういう事業がありまして、豊前築上管内の自治体と共同してその装置をつけております。これ、消防署にそう

いう装置を置いておまして、そのとき多分1億円ぐらいはかかったと思うんですけど、それは全額、国の補助でございました。その後、こうやって備品購入とかする分は、単独事業でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 53ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 19節負担金補助及び交付金ですが、こちら社会福祉法人助成金、たしか予算では2,200万円だったと思うんです。最終的に計算したらこういう形になったと思うんですが、これ、ちょっと算出根拠をもう一度説明してもらえますかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 県の補助対象額の5%を交付いたしております。

以上です。（「それ算出根拠ちゅうのやないやろ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

算出根拠でございますが、これ、社会福祉法第58条の1項並びに吉富町社会福祉法人への助成に関する条例に基づいて交付しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 54ページ、55ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。54ページで。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。54ページの委託料で、介護予防事業委託料と予防支援委託料ですが、これ、ちょっと不用額大きいんで、主だったことの説明だけお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

介護予防事業の委託料です。1,170万4,650円でございますが、在宅介護支援センター、鳳寿園さんに委託しておりますが、それが200万円。社協の介護予防事業に60万円。一般デイサービスに664万3,100円。配食サービスに246万1,550円。介護予防支援委託料でございますが、これ、事業所に介護プランの委託をする場合でございまして、この分が53万3,530円でございます。不用額の大きい主な原因は、デイサービスの利用者の増減並びにケアプランの作成の増減が主な理由です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページ、63ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 19節なんですけれども、京築地方保育協会負担金（郡）というのと、京築地方保育協会負担金とあるんですけれども、これは、上のは築上郡がまた別にあるということなんですか。それを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お待たせしました。

京築地方保育協会負担金（郡）とありますが、これ、町長会のほうが集めて……。町長会ですかね、郡の。町としての負担金です。上の分は、保育所としての負担金ということです。町の……。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、京築地方保育協会負担金、上のほうは町として、自治体として負担するということですかね。そして、下のほうは園が負担してる、負担するべきものを計上してるということですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町として負担する分と、たまたま町立の保育所がありますから、保育所として負担する分でございます。ちょっとややこしいですけども。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 64ページ、65ページ、66ページ。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） こんにちは。19節の豊築休日急患センター運営負担金のところで、平成26年度の本町の皆さんの利用者数、また、その前の年ぐらいから、わかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

24年度が236名、25年度が205名、26年度が319名の町内の利用者となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同じとこ聞こうと思ったんで。これは、やはり使ったら、吉富町から何名というのは、町のほうへ報告は入ってくるんでしょうか。それと、今回新設されたんで、利用者の、何ていうのかな、使っている側からすると使いやすくなったとか、何かその辺、評判とかがあればちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

全体の利用者数ですね。24年度が2,654名、25年度が2,637名、新設しました

26年度につきましては3,475名ということで、やはり場所的に利用しやすいということで、そして、設備もきれいなものになっておりますので、とても好評でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 67ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 66ページから67ページまでちょっとまたがるんですが、委託料の中で、予防接種委託料というのが上がってるんですが、こちらについて毎回聞いてるんですが、子宮頸がんワクチン、その後の推移というのは、今回この中に、決算の中に利用者が入っているか入っていないかと、全国で数百人のやはり、何か後から病気がいまだに続いている方が出られているということなんで、吉富町では、それは今のところないのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 26年度におきましては、子宮頸がんの予防接種の方は0人でございます。幸いにして、吉富町からそういう報告は、これを受けたからどうなったかちゅう報告は受けておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 68ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 67ページ13節の委託料で、不用額が出ております。妊婦健診委託料、乳幼児健診委託料に関して、実数がなかったということなんだろうと思うんですけども、対象であるのに健診を受けなかったというケースが最近多いと聞くんですけど、それは町では把握できるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 妊婦健診を受けなかったかどうかちゅう把握はしておりまして、保健師のほうで再三自宅まで赴いて、そういう指導をしております。また、里帰りの方についても、県外里帰りの分でも助成を出してしておりまして、この不用額は、若干多めには組んでおります。ですから、必ず皆さん受けてくださいということは、保健師のほうから指導は再三言っておりますが、もうほとんどの方が受けているみたいでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 68ページ、69ページ、70ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地球温暖化対策費の中の負担金補助及び交付金、住宅用太陽光発電設備設置費補助金、こちら、たしか若干減額、途中でされたんだよね。これの今、もう既に次来る予定とかもあると思うんですが、このときは、これ10件分かな、で足りたんですかね。足りなかったんですか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 26年度の実績が15基で、300万円ということしております。
予算的には、一応、減額補正を行っております。

○議長（若山 征洋君） 71ページ、72ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 71ページ。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。71ページの清掃総務費ですね。こちらの負担金で、
ごみ箱設置費補助金と生ごみ処理器設置費補助金と上がっておりますが、この件数と場所、ごみ
箱の分は場所の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） ごみ箱設置につきましては、平成26年度は6地区行っております。
地区につきましては、ちょっと詳しくは、詳細、今、ちょっと把握してません。また後で説明さ
してもらいたいと思います。

それと、コンポストですかね。生ごみの処理器につきましては、3基補助対象としてまして、
6,500円を支出しております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 下の塵芥処理費の中の委託料で、場内整地委託料ということがよ
くわからなかったんですけど、これ、どういうことなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） この場内整地委託料といいますのは、界木の最終処分場であります
場所の清掃等ですね。草が生えたりしますので、その場内の清掃を行うための費用ということで
上げております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 72ページ、73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、
77ページ、78ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 19節負担金のとこですね。プレミアム商品券発行事業等助成金、
これ、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

プレミアム商品券につきまして、平成26年度、対象は2,000万円ということで、その町
費負担分が139万2,300円で支出しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の役務費で繰越明許がなされてるんですけども、この内容の説明と、これを除外したとしても不用額のパーセンテージが多いので、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 役務費の繰り越し分につきましては、狹隘道路にかかります土地の分筆登記手数料等の関係で、繰り越しをしております。

それと、当初、予定していました予算を計上しておりましたが、支出がなく、不用額が生じたわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど、プレミアムのところですが、吉富町の経済効果ちゅうんですか、何かそういうことは検証してあるんでしょうか。何か、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まだ正確には分析はしてはおりませんが、町内各種商工会の会員の方に今、利用がされてると。それと、大型店舗で川食、コスモス等が利用されているという経緯が報告がございますが、利用の割合については、ちょっと詳細な資料ございませんで答えできませんが、それなりの経済効果はあったというふうには報告は受けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 検証してないということで、なかなか難しいんでしょうが、何が難しいかわかりませんが、要は、相当なお金をつぎ込んで、ガラガラポンで吉富町の経済を活性化させようちゅう目的だろうと思うんで、やっぱりある程度お金を投資したら、その検証ちゅうのは何かの形であるべきだろうと思います。今年度は1億円でしたし、またどうなるかわかりませんが、ただ、そういうものがあるからちゅうことで乗ったんじゃなくて、何か能動的に何かできるような、施策につなげるような検証をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議員さんがおっしゃるとおり、当然プレミアム商品券が販売するに当たりまして、その結果を調査、検証しまして、今後の発行に際しては、いろいろな形で買いやすく、利用しやすくということでは、検討していく必要あるかとは考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、先ほど個人の意見がちょっと入っておったから、注意して発言してください。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどちゅうのはどれですかね。

○議長（若山 征洋君） 今のやつ。どういうふうに使ったらどうですかとか、何とか、そういうことはやめて……。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、質問にしましたよ。

○議長（若山 征洋君） え。

○議員（7番 是石 利彦君） 質問にしましたよ、最後は。

○議長（若山 征洋君） いやいや、質問にしないでくださいちゅう。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、検証してますかち言ったら、検証してませんちゅうから。

○議長（若山 征洋君） いや、その後。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、だから、その後です。まあ、わかりました。よう聞いときます。

○議長（若山 征洋君） 気をつけてください。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そのプレミアム商品券の下ですね。経営革新計画認定事業所助成金というのを毎年やっておりますが、こちらの件数と内容を説明してください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

経営革新は、昨年度は2件。町内2カ所の事業所に、具体的に申し上げますと、食品の安全性を保つための機械の導入、それから、お菓子のカバーをつくるための費用として、経営革新の費用を充てたという2件の例でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 79ページ、80ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 道路の道路維持費の箇所の需用費の修繕料についてお尋ねします。

平原住宅の中の道路は町道だと聞いたんですけども、あそこの道路が、こっちの側溝のところには道路のセメントが崩れて、落ち込んで、ちょっと危ない箇所が幾つかあって、高齢者の人なんか転ぶ可能性もあるような状況なんですけども、私、複数回、役場のほうにそのことは言ってるんですけども、いまだにそのままなんですけども、何らかのその対応を考えてらっしゃるんでしょうか。（「決算やから、ちょっとそれは……」と呼ぶ者あり）いいですか。決算だから言ってるんですよ。これ、修繕料ってできるわけでしょ。これ、不用額も出てるんですよ。26年度中に、

これは私が覚えているだけでも2回、住民の方から言われてお伝えしたはずなんです。でも、いまだに何もなくて、本当に危ない状態で、あのままにしておくともますます、早めに補修すれば費用もあんまりかからなくて済むと思うんですけども、大きくなればそれだけ費用もかかるので、できるだけ早くしていただきたいということをお願いしてたけど、不用額が出てまして、修繕料って上がってるので、だから決算で言ってるんです。そのことについてはどういうふうにお考えなのかということ。だから、おかしくないと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 町営住宅ですから、私がお答えします。

今、産業建設課長に聞いたところ、道路じゃなくて、中の側溝らしいです。排水口らしい。排水口と道路の間ですから、それはもう、うちの課が早急に議会終了後、確認に行って、早急に手配いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 81ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。河川海岸費で、委託料で山国川樋管管理費と町樋管管理費、こちら件数とちょっと内容を説明してください。件数と委託先の人数か。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、山国川の樋管管理につきましては、8カ所、8名の方にお願いしております。それから、町樋管管理費につきましては、2名の方に管理をお願いしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。町の場合は何カ所ぐらいあるんかね。ちょっとそれを聞いてなかったんで。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2名の方で、樋管管理については2カ所をお願いしております。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まあ簡単にいえば、普段のごみをきれいにとっているあれですね。そりゃあもういいです、いいです。

私が聞きたいのは、違うの。それじゃあ、お願いします。違うちゅうけえ。

○議長（若山 征洋君） いやいや、質問はきちんと行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 済いません、聞きます。

それじゃあ、2名の方に2カ所と言いましたが、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まず、基本は降雨の樋門の開閉が主となります。ただ、議員がおっしゃるとおり、ごみ・藻等が引っかけたときに、流れを阻害している場合もありますので、それも含めて管理人は清掃作業をしていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私が聞きたかったのは、雨水排水ポンプ管理委託料とありますね。

それまで用水路に水が急激にたまったとき、流れていかんで床下浸水になってまして、何年前かに排水ポンプを、電動の排水ポンプを設置していただいたわけですね。それが何カ所あるかということと、どれくらいの水ちゅうか、雨水に対応できるか。今、何カ所で十分なのか、これからもふやす可能性があるのかとか、その辺を、今後のことについてもお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、ポンプの設置につきましては、町内4カ所設置しております。

ポンプの稼働につきましては、それぞれ設置している、留め柵の深さによって、その設定を変えております。

それから、将来についてですが、現在設置している4カ所が過去浸水等の被害が発生したところであります。それ以外につきましては、下流域の土地改良区が管理する排水機場の稼働によって浸水の被害は解消されておりますので、現在のところ4カ所以外に増設というのは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 83ページ。84ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 83ページ一番上の12節役務費ですね、この中にスズメバチ等駆除費というのが入ってるんですが、このときの件数と町内での被害はなかったのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） スズメバチの駆除費ですが、去年は佐井川の河畔にスズメバチがおるということで、住民のほうから連絡受けまして、業者により駆除をしていただきました。その際、被害等は報告は受けておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 84ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 13節委託料駅周辺管理業務委託料207万2,580円とあります。これは、期間は1年間なんですか。この辺、それも含めて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

駅管理の管理委託につきましては、昨年、吉富駅は無人化になりまして、委託先を商工会にお願いして、それから7月の中旬から3月までの間の委託料でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 月割り、日割り、そこ確認します。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 基本的には月割りでお願いしてはおりますが、7月は日割り計算でしております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5項の住宅管理費の12節役務費の中で、町営住宅清掃料というのが上がっているんですが、これはどこの部分の話なんですか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

住んでる方が退去する場合がございます。そのとき、次の方が入るときに、きれいに後、掃除するための清掃料でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） どこですか。

○健康福祉課長（上西 裕君） 幸子団地です。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 85ページ。86ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 住宅建設費、こちら山王団地のほうがいろいろと上がっておるんですが、こちらの分の第2工区の対象事業費と合計の説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 交付対象事業費でよろしいですか。

交付対象事業費が8,833万4,000円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の、ここに上がっている委託料の分を足した分、別府だけ除い

て。ちょっとその辺、説明してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 濟いません。委託料のみですか。

○議員（2番 山本 定生君） いやいや、山王団地。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王団地全部ですか。山王団地建設にかかわる経費でございますが、そこに支出額、一番上、書いてございます、1億5,088万5,432円でございます。その中に交付対象事業ということで8,833万4,000円、その分が交付対象事業費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これが支出になった対象となった分の金額だよ。だから、これのもとになる金額というのがあるんよ。違うんかな。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王団地の26年度にかかります建設費、委託料、全てございますが、1億5,088万5,432円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 86ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 22節の補償補填及び賠償金、こちらの移転補償費、こちらについて説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 移転補償費80万6,154円でございます。4世帯分の移転費でございます。4世帯分でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ移転補償費なんですけども、新しく山王団地ができて今いるところから移るための費用なんですか、それとも建設のためにどこかよそに行つて、そこからそこに行く費用と、それからまた新しく建ったところに行く費用、そんなものも含まれてるんでしょうか。どういうケースか、4世帯がどういうケースかわからないんですけども。報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 4世帯、山王団地にお住まいでおられまして、旧山王団地から新しい団地に行かれた方が3名です。そして、1名の方は幸子団地に移られております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その引っ越しってどうか、転居するためにかかった費用全額が補償されてるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

九州地区は移転補償何とかという、そういう名目の移転補償で数字がございまして、それに基づいて移転補償並びに、引っ越し代、あとはBSアンテナの移設費とかエアコンの移設費。そういうのは、エアコンの移設費は実費相当ということで、普通考える補償という意味じゃなくて移転に伴う費用を町が負担しますよという、そういう制度でございまして。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、その4世帯の方は新しくできた山王団地と幸子団地に行くために個人が支払うことはなかったということですね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

移転に伴う費用について、後から請求書とか領収書とかいただいています。うちが支払う以上、個人が支払った形跡はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次、86ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の説明を聞いていると、前に聞いた移転補償のときは電話とクーラーの取り外しとトラック台ぐらいしかという説明だったんですが、九州何とかという、何かそういう規約というか、マニュアルみたいなものがあるという説明はまだ受けてなかったんで、ちょっとびっくりしております。後でその資料、もらえますか。

今回、その移転のマニュアルというか、何かそういうものに沿って最低限のことを行ったということによろしいんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 建てかえ等に関する要項を定めておりまして、そこに移転につきまして詳しい内容を明記しております。

以上です。

○議員（2番 山本 定生君） それ、後、もらえる。

○議長（若山 征洋君） その要項みたいなもの、出せますかちゅうて、さっき。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 例規集に。

○議員（2番 山本 定生君） 町の。

○健康福祉課長（上西 裕君） 町の例規集にきちっと書かれております。

○議員（２番 山本 定生君） 今さっき、九州何とか。

○健康福祉課長（上西 裕君） だから、単価はそれを使いましたちゅうことで書いてると思います。

だから、引っ越し費用につきましては、その単価を使っておりますちゅうことで、例規集にも書いております。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、例規集どおりにちゃんと出すということやな。（発言する者あり）だめです、そんな言い方は。

８７ページ。８８ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ８８ページでいいんですね。消防費。消防費の中の災害対策費賃金で、舞台操作員賃金というのをこの消防費災害対策費で上がってるんですが、ちょっとこれ、わからなかったんで説明ください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、毎年実施しております災害の講演会の際に、舞台操作員をお願いしておりますので、その方に対する報酬です。

○議長（若山 征洋君） ８９ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） この１９節負担金補助及び交付金で自主防災組織育成事業補助金というのがずっと上がってるわけですが、こちら、今回、不用額が多いんですが、その説明と、各自治会が今回、購入した主だったものがわかれば、ちょっと皆さんに説明してもらいたいことと、この事業費は、補助事業は今年で終わりなのか、ちょっとその辺、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、不用額が１０３万２，８２４円出ております。これの大きいのが、木造戸建て住宅耐震改造補助金を９０万円予算をいただいておりますが、これについて申請がありませんでしたので、９０万円がそのまま不用となっております。残りの２００万円につきまして、これが自主防災組織育成事業費補助金でございますが、２０組織ございますけども、ことしは１８６万７，１７６円しか申請がございませんでしたので、その不用額が出ております。

今年度のこういった備品を各自主防災組織が揃えたかと言いますと、主なものが発電機、ベスト、チェーンソー、トランシーバー、拡声器、消火器、スコップ等を揃えております。

最後に、これは３年間の期限付きの補助金でございましたので、２６年度をもって終了いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ９０ページ。９１ページ。９２ページ。

○議員（２番 山本 定生君） 済いません、９１ページ。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ９１ページ。英会話ふれあい事業費で、ことし英語短期研修参加助成金というのを出しておりましたが、こちら今回、何名ぐらい活用されたんでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

英語の短期の研修会参加助成金なんですけど、２６年度につきましては助成人数２０名ということになってございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ９２ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ９２ページの小学校費の１１節の需用費ですね、こちらのほうがかなり不用額がある、分母が大きいんで実際はそうでもないのかもしれませんが、ちょっと不用額が多いので、主だった理由がありましたら説明ください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） それぞれ金額に差があって、どれがどれというふうには今、ちょっとお答えできないんですが、これは後ほど調査しまして、議員さんのほうに報告したいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 済いません、そうですね、ちょっと分母が大きいけえ、１つずつの積みもり積みもりかなとも思うんですけど、この中に芝生の種子が入るとんかなと思ったんで、その辺が入ってるかの確認ができたかなと思いましたが。それも今、わかりませんか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 芝生の種子は入ってないと思えます。

○議長（若山 征洋君） ９３ページ。９４ページ。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） １９節の標準学力検査助成金、これ予算どおりの執行でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） ９５ページ。９６ページ。９７ページ。９８ページ。９９ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ９９ページ、老人センター費ですね、工事請負費で老人福祉センター改修工事費、こちらは減額になった理由の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

2回ほど入札をしております。1回目が不調に終わりました、2回目に再度行ったんですが、その関係で執行残というふうな金額で、これの金額が残っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 100ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらのフォーユー会館費なんですが、こちらの使用料及び賃借料、駐車場の借り上げ料、これは例年聞いてるんですが、これは定額だったんですか、毎年金額、同じようなんですけど。それと、こちらの土地について売買の交渉とかは行ってないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 金額については毎年定額です。

交渉につきましては、前回もそういった質問がございました。なかなかこちらも自分とこの財産にしたいんですが、なかなか相手の考え方もありますので、現在、なかなか難しい状況にございます。

それと、また今後につきましても地道に売っていただけるような交渉を続けていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の工事請負費、こちらで駐車場ブロック塀取替工事というのが上がって、フォーユー会館の駐車場ブロック塀ですから、先日出た予算のやつだと思うんですよね。この中、確か予算の説明のときに、こちらの示談金、相手がいる事故だったと思うんですね。そのときの示談金は差し引かれた金額がこの工事費として上がっているんでしょうか。それとも別にどこか歳入に、示談金というのが上がってるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 歳入のほうのその他の収入のほうに上がっています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、このブロック塀は全部かかった費用で、さらにその相手からいくらかかなりの示談金が入って、さっきのその他収入というところで説明がなかったんですが、それの中に入ってたということによかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ちなみに、そのときの示談金はいくらだったんでしょうか。金額を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） ３７万８,０００円になります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次、１０１ページ。１０２ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ５項保健体育費１目で、１９節ですね、負担金補助及び交付金、体育協会助成金、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） これにつきましては、前年度が２１０万円で、２６年度につきましては２４４万円ということで、３４万円ほど増額になっております。これにつきましては、平成２６年度におきまして、県の新規事業、福岡駅伝に体育協会を主体として急遽使用することになったことから、この経費がふえております。

後につきましては、毎年同じ金額を助成をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 濟いません。今回はこの新規事業と言うか、その駅伝が入ったので、ことしはちょっと増額となったということによろしかったでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） １０３ページ。１０４ページ。１０５ページまで。歳出全般について質疑は。（「１０４、１０５」と呼ぶ者あり）１０４、１０５、山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） １０４ページから１０５ページにかけて、予備費から各項目に対して充用を行っておりますので、こちらの説明と、また、この充用に関しては、補正予算という形で計上する予定はなかったのか、その辺についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、総務管理費への充用２７万円について御説明いたします。

これは、福岡県市町村職員退職手当組合負担金で、特別負担金が発生したため、予備費から充用いたしました。

この特別負担金の内容なんですけども、職員の退職金は勤続年数と退職した日の給料月額により算定されますが、県退職手当組合で標準退職手当額は退職3年前の給料月額8号上位の額により計算すると定められております。

しかし、昨年度、定年退職した2人のうち1名の職員は、退職1年前に5級から6級に昇格いたしましたため、退職3年前の給料月額の8号上位の月額よりも、退職の日における給料の月額が上回ったため、特別負担金が発生したものであります。

簡単に申し上げますと、その職員については、町が負担した額よりも退職金のほうが多くなったため、特別負担金が発生したものでございます。これについてはちょっとぎりぎりだったのでございましたので、補正予算で対応せず、予備費を充用させていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民課から説明させていただきます。

社会福祉総務費へ充当1万6,000円です。これにつきましては、充当先がページ50ページになります、扶助費の、済いません、49ページでした。役務費の官報掲載手数料ということで1万5,120円を支出しております。これにつきましては、昨年3月に行旅死亡人が発見されまして、行旅死亡人の場合は公告の方法といたしまして、官報に掲載する必要があります。その官報に掲載を行いまして、その手数料につきまして早急に請求がされまして、支払う必要がありましたので、予算がありませんでしたので、その分を1万6,000円予備費から充当させていただきました。

以上であります。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 一番最後の保健体育総務費の充用なんですけど、先ほど体育協会助成金の件でお話したその金額が充用しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 商工費の1,000円の充用ですが、春まつりの際に予算額として278万円を計上していただいておりますが、最終的な補助金の交付申請に当たり、精査した額が、交付申請が1,000円オーバーした結果、1,000円を充用する結果となりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 衛生費8万4,000円でございます。保健衛生費の多分、需用費が足りなかった分で8万4,000円充用させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど山本議員のほうから51ページでございますが、高齢者福祉計画の高齢者福祉計画推進委員会の委員報酬の分でございます。委員は17名でございます。26年度は私、1回と言ったんですが、計画書の策定年度でございます。3回会議を行っております。その分の支払いの委員さんは13名おまして、欠席をされた方もいます。1回当たり3,000円を支給させていただいております。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 先ほどの山本議員から御指導ありましたごみ箱設置の関係ですけど、ページ71ページになります。地区につきましては、小犬丸下、広津上、そして今吉上が2回申請しております。そして幸子上、そして直江ということで、地区的には今吉上が重複しますが、全部で6地区ということで出ております。以上であります。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど住宅の移転料の件でございますが、吉富町営住宅建替事業実施要項の中で定めております。平成25年9月25日告示第96号で定めてございまして、その中に、動産移転料としまして九州地区用地対策連絡会が定める損失補償基準標準書における貨物自動車1台当たりの屋内動産移転料、消費税相当額を加算するものでございまして、それから算出しております。

それと、電話移転料ですね。電話移転料2,000円に消費税相当額を加算した金額、分離型エアコンの移転料でございますが、実費相当額ということで、実勢価格を参考した額を上限とするものでございまして、見積書の写しを徴取しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書106ページ。財産に関する調書107ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 財産に関する調書。公共財産の中で武道館とその他の施設、こちらのほうが土地について少なくなった、小さくなってるんで、減ってるんですが、こちらのほうの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明いたします。

まず、武道館ですね、武道館のマイナスの19平米、これにつきましては、総務課のほうに所管換えをしております。武道館横に車庫があるんですが、車庫の一部が総務課のほうに所管換えしましたので、その分の減になっております。

それから、公民館及び体育館484平米の増になっております。これにつきましても所管換えなんですけど、まず、町の駐車場、役場の向こうのほうにフォーユー会館の隣に駐車場があるんですが、それが本来、社会教育施設内のものでしたので、公民館並びに体育館にその面積977平米を所管換えしました。それがプラスになります。

それから、マイナスの部分が5点ほどございます。まず、駐車場のマイクロバスの車庫、これが41.76平米ございます。それから旧霊柩車の車庫、これが115平米あります。それから、新しく設置しました新防災倉庫、これが306.51平米ございます。それから武道館横の車庫の一部、これが18.605平米ございます。

最後に駐車場の防災倉庫、ちっちゃいやつ、防災倉庫なんですけど、これが11.28平米で、この合計が493.155平米あります。これにつきましては、総務課のほうに所管換えをしております。その関係で977平米から493.155平米を差し引いた数字がその484平米で上がっております。

教務課からのほうは、以上です。

○議長（若山 征洋君） 108ページ。109ページ。110ページまで。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 110ページ、歳入歳出外現金ですね、住宅敷金、こちらのほうに現金今年度578万5,000円ですよ。こちら、先ほどの説明で、各町内の町営住宅の敷金だというふうなことをちょっとおっしゃってたんですが、再度確認です。こちらのほうには何件分のもが入っているのか、今、そちらでわかりますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。27年3月31日現在、住宅入居者と契約している件数が127件ございますので、127件でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとここで聞きたいんですが、今回、新しくつくっている山王団地の場合、この場合の敷金というのはどういう取り扱いになるんでしょうか。移転ですからそのままなのか。

あと、別府団地ですね、今からつくろうというところ。一旦出て行くということになるんですが、その場合はこの敷金というのは1回返却されるんでしょうか。どうなるんでしょうか。ちょっとその辺、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 一旦、仮住居に移る方はそのままということになります。仮住居。仮住居に移る方の敷金はそのままということになります。御存じのとおり、住宅は月額掛け3カ月が敷金となっておりますが、建てかえの場合、5年間、段階的に上がっておりますので、当初の金額、建てかえて入った金額の3カ月分は敷金でいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと御確認いたしますが、例えば仮に、新しい住居、通常で入れれば最低2万4,000円くらいですかね。という形になると思うんですが、今現在、住まれている方は最低いただいた3,000円くらいになるかと思うんですが、3,000円掛ける3カ月分ということではよかったんですね。ちょっとその辺、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そういう計算になると思います。

○議長（若山 征洋君） 以上、決算書全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は15時35分にします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

午後3時21分休憩

午後3時35分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは決算書の1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまで。

続きまして事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 保険税に関連して、滞納世帯数と短期国保交付証、交付の数と、資格証明書を出してあるかどうか、そのことをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） まず、滞納の世帯数についてお答えします。

上から2行目に収入未済額が書いてありますが、約437件でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 短期証の交付の人数でございますが、231名につきまして短期保険証を交付しております。資格証明書は交付してございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出12ページ、13ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 13節委託料にジェネリックについて計上されている箇所がありますけれども、ジェネリック医薬品の普及状態、状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。ふえているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

ジェネリックの削減効果でございます。26年度は切りかえした方が1,020名います。金額にして178万9,891円の削減額となっております。

ここに書いてあるジェネリックの普及通知書でございますが、国保連合会のほうから通知書がございまして、それを町内の方に直接、ジェネリックについてのそういう効果を知っておる次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 医療費の推移なんですけれども、1人当たりの医療費はどういう状態になっているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 医療費の推移でございますが、費用額としまして、1人当たり、平成25年度は36万6,554円。26年度は、39万8,974円と3万2,420円ほど、1割ぐらいアップしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 濟いませぬ、聞き漏らしたんですけれど。

特定健診の受診率はどのくらいでしょうか。そしてそれは、どういう状況になっているでしょうか。上がってるとか下がってるとか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この中の資料にどっかあると思うんですけど、ちょっと探し当たりません。後ほど、報告させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書25ページ、財産に関する調書26ページ、以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 濟いません。1点、さっき聞き漏らしました。

歳入の1ページなんですけど、事項別明細書の。普通徴収保険料の中の滞納繰越分が調定額でゼロになっているということは、この8万6,000円の滞納は解消されたということなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、そうでございます。滞納の分は100%とちゅうことで、以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、実質収支に関する調書8ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページまで。歳入全般について、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入全般でいいです。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富町の奨学金、濟いません、先に、奨学金の受給対象者、大学何名、短大何名、専門学生何名、高校何名というのと、滞納者数というのをちょっとお聞かせください。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） まず、大学、短大、専門学校、これにつきましては、4月1日時点で23人、それから高等学校が3名、それから同じく4月1日時点の新規の貸し付け者、これ9名おられるんですが、そのうち大学、短大、専門学校の方が7名、それから高等学校が2名おられます。

それから、滞納の関係なんですが、歳入のほうの1款2項1目の返還金の中の2節で27万円を上げております。これにつきましては、平成19年度から大学進学のため奨学金貸付を開始しましたがけれども、平成23年の3月31日付で大学を退学をされております。その関係で、貸付金の返納につきましては、平成23年の4月27日付で誓約書により、216万円の貸付金を毎月2万2,500円で、96月に分割して返納しております。滞納の関係はこの方、1名であります。

ちなみに、毎月2万2,500円を分納していただいております。それで、2万2,500円の12月で、そこに27万円という収入金額が上がっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に移ります。歳出、4ページ、歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富町の奨学金は、貸付型だけだったと思うんですが、吉富町として給付型というものの考えというのはないでしょうか、検討したことはないでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 大変申しわけないんですが、まだ教務課のほうに来て2カ月ほどた

っていませんので、それちょっと私、お答えできません。済いません。（「教育長どう」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今までの会議の中では、そういうのはちょっと今考えておりません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、できれば給付型というものをしていただけると、困った方にも大変いいかなと思うんですが、せめて、今、貸付型、先ほど216万円を返還すると、大学の場合4万5,000円月々を4年間、お借りすると216万円ですね。大学生、大学を卒業したと同時に216万円の借金を背負うことになるんです。ということは、車1台を新車で買ったような借金を卒業したと同時に抱える。もちろん自分が行った学校、学費ですから、仕方ないと言いながらも、普通親が払う分をやっぱり子供本人の借金になるわけですから。

ちょっと若干厳しいのは、特に今はブラック企業とかが多くて、就職してもすぐに辞めざるを得なくなったりとか、入った会社が派遣であったりとか、逆に就職難で、就職自体が叶わないとかという方もいらっしゃいます。

そういうときに、いきなり216万円、もちろん、少しは待ってもらえる、相談はできるということのをさっき説明されていましたが、例えばこれを10年間、免除措置というか、例えば、優遇措置とかそういうふうなことができるのでしょうか。そういう検討がないのか。

今、学生機構の確か基金、この貸付型はそういうことができるように、何か証明を発行すればできるようになっていますんで、そういうことができるのか。いわゆる返済猶予というんですね。そういうことを検討する余地はないのか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 今現在は、卒業の年の翌月から毎年6月、12月の半年賦均等償還によって返還するというものでありまして、償還期間につきましても、奨学金の貸し付け期間、4年なら4年の2倍ですね。2倍に相当する期間となっておりますので、現状では、当然、就職されて辞められる方もおられると思いますけども、本町としましては、この体制で、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 実際、貸付期間の倍ですから約8年間で返すことになるので、4万5,000円の約半分2万2,500円ぐらいが月に返還する金額だとは思いますが、二十そこらで就職したときのやはり初任給、手取りで十数万円のうちの2万円だと結構大きいと思うんですね。

その辺を例えば、30代ぐらいになったときにもう少し、例えば変動型の返却方法、最初は1万円でその後は2万円になるとか何かそういった措置をしてあげないと、今後子供たちがやはり借金苦に苦しむ、いわゆる奨学金借金苦ということに苦しむのではないかなと思います。

以前、奨学金をもらっていた方が、ちょっと聞いたことあるんですが、借りている、自分が行かしてもらっているときは知らなかったと。で、卒業と同時に借金が入ったと、それがいつまでたっても結局10年近く入って、30になってもまだ借金を払っていますという。

「まあ、自分が行った学校なんで仕方がないけれど」とは言っていました、やはりそういうことがあるんで、せめて少しは猶予ができるように、先ほど言ったいわゆる給付型ができないのであれば、せめてそういうことを、特に吉富町の奨学金というのは十分成り立っている内容だと私は思いますので、その辺も少し猶予していただければと思いますが、その辺の検討の余地はないでしょうか。お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 子供さんにとりましては、大学に行く、あるいは高校に行くための学費を無利息で借りられて行かれるということで、大変ありがたい制度だろうなというふうに思っております。

また、随分以前は、御本人さんは知らなくて、親が手続をしてっていうようなことで、学校出たら、何で僕が、私がというようなことがありましたが、ここ数年来、申し込み時は必ず御本人さんと保護者あるいは保証人さんが、必ず自分で署名捺印をして借りるようになっております。そして、返す方法もこうですと、いうことでしております。だから、御理解の上に奨学金制度ができていうふう思っております。

また、返済を猶予することが、いいのかどうかとか。長く借金を払っていくことがいいのかどうか。また、学校を卒業してすぐは大変かもわかりませんが、また20代30代になれば、結婚とか子供とか家庭を持ってする中でずっと返済をしていくことがどうなのかというようなことで、今の制度であれば、今の経済価値から見て、高校卒業し、あるいは大学を卒業して働く場合に、決して返せない額ではないのではなかろうかなというふうに思っております。

そして、早く生活設計を自分で考えながらやっていただくということが、人生にとっても大切なことではなかろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、いいですか。次に、実質収支に関する調書、5ページ。財産に関する調書、6ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページまで。続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1ページの使用料に関しまして、現在の接続率はどの程度でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 現在、供用開始件数1,201件に対して、569件の接続でございまして、47.4%の接続率です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に実質収支に関する調書9ページ。以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算報告書1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。次に、損益計算書、6ページ。剰余金計算書、7ページ、8ページ。同じく7ページ、剰余金処分計算書。次に、貸借対照表、9ページ、10ページまで。以上、決算書全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第37号から第42号までの6議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号平成26年吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会へ付託します。

議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ、議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ、以上のとおりそれぞれの委員会に付託いたします。

日程第10. 報告第6号 平成26年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、報告第6号平成26年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 平成26年度吉富町健全化判断比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告いたします。

14ページの表をごらんいただきたいと思っております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成26年度が黒字決算となっておりますので、該当なしという状況でございます。

また、実質公債費比率は6.7%となっております。前年度より0.2%の減であり、早期健全化基準の25%を大幅に下回る良好な状態でございます。

将来負担比率につきましては、平成26年度は充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されておりません。早期健全化基準の350%と比較いたしますと、これを大幅に下回っておりまして、良好ということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成26年度吉富町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成27年8月27日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成27年9月4日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第11. 報告第7号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、報告第7号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第7号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計における資金不足比率につきましては、資金不足が発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨報告いたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成27年8月27日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令などに照らし財源規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成27年9月4日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第12. 報告第8号 平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、報告第8号平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第8号平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率について御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、吉富町水道事業会計資金不足比率について、平成26年度は資金不足が発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨報告いたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について。

平成26年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成27年8月27日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令などに照らし財政規模の算定過程に誤りがなく、正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており良好であると認めました。

平成27年9月4日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

守口監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

日程第13、議案第43号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ、6ページ。第2表債務負担行為補正、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。第2表債務負担行為補正、1、追加、2、変更について、上から順に説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、まず、築上東部乗合タクシー運行事業、債務負担行為追加、平成27年度から平成32年度まで、1,511万円の説明をいたします。

築上東部乗合タクシーは、上毛町と吉富町が共同で実施主体となり、運行業務を委託することにより、上毛町大平支所から上毛町役場前、吉富町役場前を経由して中津駅までの間の上り下り線を合計で平日23便、休日11便の運行をしています。

委託料は、上毛町が経費の7割、吉富町が3割を負担しているところでございます。

平成16年4月の運行開始から現在まで、同一の業者に運行業務を委託していますが、運行開始から本年度で12年が経過するため、改めて入札を行い、委託業者を決定したいので、本年度から平成32年度までの6年間の債務負担行為をお願いするものであります。

なお、本年度は入札により業者を決定し、運行の委託は来年4月からを予定しております。

従いまして、限度額1,511万円は5年間の経費となります。また、この限度額は運賃収入を考慮しておりません。委託料は、運賃収入額を差し引いた額となりますので、実際の支出はこれよりも低くなると思われれます。

なお、車両については、吉富町と上毛町で購入し、委託業者に貸与する予定にしていますが、この限度額には車両購入費の経費は含まれておりませんので、12月議会に補正予算をお願いする予定にしております。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 続きまして、京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち、

平成25年度同意債に係る元利償還金として、2,786万5,000円を計上してございます。

この債務負担行為は、平成26年度に京築広域圏消防本部が消防の救急無線デジタル化整備工事に要した費用を起債したことに伴いまして、それに伴う元利償還金の吉富町負担分について計上したものでございます。

緊急防災減災事業債を借り入れておりまして、平成27年度から平成36年度までの10年間で償還することとなっております。

引き続き、3番目ですが、同じく京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち平成26年度同意債に係る元利償還金ということで24万円の計上でございます。

この債務負担行為なんですが、平成26年度に京築広域消防本部が全国瞬時警報システム整備事業に要した費用を起債したことに伴いまして、その元利償還金の同じく吉富町負担分について、計上したものでございます。

同じく緊急防災減災事業債を借り入れておりまして、平成27年度から平成31年度までの5年間で償還する予定となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 英会話ふれあい事業でございます。吉富町の子供たちが英語になれ親しみ、英語を身近に感じる機会をつくり、中学卒業までに日常英会話ができる基盤づくりを行って、もって、幼児期からの国際感覚の育成と子育て支援に資することを目的としておる事業でございます。

債務負担行為の期間につきましては、前回これ平成24年度から平成27年度で設定しておりましたので、それを踏襲しまして、平成27年度から平成30年度までで期間を設定しております。この期間につきましては過去の実施で特に問題等なく、3年間を通して実施することによりまして、子供たちもなれもあると思いますが、一定の講師を継続することのほうが事業の効果が上がるものと考えられます。また、業者側におきましても講師の手配が確保されやすいと考えられますので、3年間の見積もりを徴取しまして債務負担行為を設定しております。

それから、その下の吉富町外一市中学校組合に対する負担金のうち、平成26年度同意債に係る元利償還金、期間が平成27年度から平成36年度までの309万9,000円を設定をさせていただいております。これにつきましては、平成26年度の吉富中学校卓球場耐震補強改修工事の財源としまして、起債対象事業費、金額が1,216万4,000円なんですけども、この金額から国庫補助金の学校施設環境改善交付金、補助対象分につきましては740万円になります。この金額を差し引いた470万円が全国防災事業債の金額になるわけですが、この470万円のうち吉富町分の元利償還金65%に当たるんですが、その債務負担を設定をしております。

10年間の償還で予定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 変更につきまして説明をさせていただきます。

戸籍総合システム更新事業に伴いまして、6月に電算機器保守それと電算リースの入札を入札業者5社を指名いたしまして行いました。その結果、契約に伴う金額が債務負担行為の限度額を下回ったため、限度額の変更を行うものであります。

限度額につきましては、変更前の限度額3,007万2,000円から430万5,000円減額の2,576万7,000円を限度額としております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 7ページ、第3表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表地方債補正、1、追加と、2、変更についての説明をお願いします。また、こちらについては交付税措置があるのか、ある場合はそちらの補助率、そちらのほうの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、第3表の追加のほうから説明をさせていただきます。

まず、公共事業等債ということで限度額180万円と上がっております。これは狭隘道路整備に充てる財源として起債するものでございまして、この分は歳出のほうでは19ページにございますが、道路新設改良費のところは財源として持っていくものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債として限度額1,100万円と上がっております。これにつきましては大きく2つの事業に分かれてございまして、この1,100万円が、まず430万円と670万円に大きくは分かります。この430万円につきましては、歳出につきましては小犬丸の村中道路の新設分として財源に充てるもの、同じく19ページの道路新設改良費のところは充てるものとなっております。あと、670万円につきましては、これは防火水槽の設置工事ということで、歳出は20ページの消防総務費のほうの財源に充てるものでございます。

それから、次の2番の変更でございますが、公営住宅建設事業債ということで上がっております。これは町営住宅別府団地の解体工事に伴う実施設計委託などに充てる財源として起債するものでございまして、補正前の額は6,630万円が限度額、それで、補正後は6,810万円ということですので、180万円の増額となっております。こういった起債の償還につきましては、元利償還のおよそ2分の1が交付税に算入されるようになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に8ページ、事項別明細書、総括歳入。9ページ、同じく総括歳出。次に10ページ、11ページ。10ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費補助金1節社会資本整備総合交付金で、町営住宅分と狹隘道路整備分が上がっております。こちらの事業費と財源内訳と補助対象金額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 町営住宅分についてお答えいたします。

別府解体の設計でございます。251万8,000円に對しまして100万7,000円の交付金でございます。次に、別府の移転補償費です。56万4,000円に對しまして22万5,000円の交付金でございます。次は、幸子団地のLED化に對するものでございまして、120万円に對して48万円の交付金をいただくものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 社会資本整備交付金、狹隘道路整備分の200万円について説明します。

今年度27年度分に施工する事業に對しての補助金であります。今年度は総事業費が、補助対象事業費が400万円、その2分の1の200万円が補助として受けるということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、いい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 11ページ、12ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 19款諸収入の雑入、その他収入、こちらに對しての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

諸収入雑入の40万円に對してですが、今月、9月22、23日に東京国際フォーラムにおいて「町イチ！村イチ！」という全国の町村から観光物産、観光資源を都会の方へ御紹介をするというイベントに本町は初めて参加する、その費用に對して、県の町村会が最大40万円を助成するという補正計上をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 12ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの狹隘道路のやつ、もう一度説明してください。ちょっとよく聞きとれんやっただので、済いません、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 27年度施工する総事業費、対象事業費が400万円、その2分の1が交付を受けることができますので。200万円ということで、補正計上をしております。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（2番 山本 定生君） はい。

○議長（若山 征洋君） ちょっと議長からお知らせがあります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

以上でお知らせは終わりです。

次に歳出に入ります。13ページから。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出総務費、一般管理費の中で、負担金補助及び交付金、区振興事業補助金の、今回は公民館分と放送施設分というのが上がっております。こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、説明をいたします。

まず、公民館分の250万円であります。小犬丸上区公民館がシロアリ被害と雨漏りのため、屋根を含めた台所の一部を改築するもので、工事予定額534万円の2分の1、これ最高限度額になりますが、250万円の補正をお願いするものであります。

その下の放送施設3万3,000円、これにつきましては土屋区が設置しています有線放送施設の屋外スピーカーのとめ金が腐食し、スピーカーが落下したため、修繕を行うもので、工事予定額6万4,800円の2分の1、3万3,000円の補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ、15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら戸籍住民基本台帳費の中の備品購入費、こちらのほうの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 説明いたします。

備品購入費の予算には2つの備品の予算を計上しております。その1つが、住民課において住民票及び戸籍謄本を交付する場合に、枚数が複数枚数になった場合は割り印しホッチキスどめす

る機械であります自動契印とじ機を利用して交付しておりましたが、その機械が故障いたしましたので、その機械の代金を18万9,000円上げております。

もう1つが、マイナンバー制度により、10月に通知カード、そして1月からは個人番号カードが交付されますが、この両ほうのカードが、住所移転等で転入転出があった場合、また氏名を変更した場合は、裏書き、裏面に住所及び氏名の変更を記載するようになっております。その裏書き機の備品ということで84万4,000円を上げております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16ページ、4目介護予防・日常生活支援総合事業費のこちら19節負担金補助及び交付金、買い物支援事業費補助金、こちら減額になっておりますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

買い物支援事業費の補助金でございますが、当初、団体等に委託する予定でございましたが、その団体が委託できないというお断りがありまして、これが今、町のほうで直接事業者を募集して、そういう高齢者向けのパンフレットに、買い物支援できる事業所を載せる予定にしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、まだ今のところ何もやられていないということでいいのかな、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先月の広報で、買い物支援をしていただく事業所はございませんかという広報を載しております。なかなか手を挙げるのが難しいと思いますので、こちらが直接出向いてお願いに行く予定になっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう、ちょっとこれ9月、たしか27年度予算のときに、新規事業で鳴り物入りみたいな形で始めたんじゃないかなと思って、もうとっくに私は進んでいるものと思っていたんですけど、その時点では、そういう計画もなしで、いきなり新規事業という形で進めたのかな、ちょっとそのときの話、説明とはかなり違うような気がするんですが、も

う既に9月、もう27年度は半ばまで来ているんやけど、今ごろまだその事業者が何とかとか手を挙げる人がいないとかいうようなもので、果たしてどうなのかと思うんですが、この進捗状況、今後どうする予定でしょうか。いつまでにどうするのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 新規事業につきましては昨年度から交渉してまいりましたが、実際予算化されてお願いに行った際にお断りをいただいたわけでございます。皆さん御存じのとおり包括支援事業ということで、現在、東京の財団のさわやか財団と協定を結んでおります。その中に生活支援事業の整備ということで、そういう項目がございまして、今なかなかこれ難しい問題でございまして、その買い物支援の費用を誰が出すか、今想定しているのは、食料品、お弁当等、それと日常生活、介護用品等、そういう配達できる業者等を今募集をいたしてございまして、新規事業ですから11月までにはそういう冊子をつくって配りたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）17でいいの。（「いや、16」と呼ぶ者あり）16、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のその下です。返還金44万5,000円の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 平成26年度、介護予防事業の福岡県介護保険広域連合から配分金をいただいております。事業を行った際、事業の執行残といえますか、主な原因は、通所介護の予防事業、施設に委託しているデイサービスがあるんですが、その利用者が若干減りましたものですから、その分をお返しするというので、26年度の事業の精算の分です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その事業費は、事業費ちいうんですか、どれぐらいだったんですか。その分の45万5,000円の返金ちいうことですよ。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、お答えします。

配分の当初の合計ですけど、2,022万7,000円の配分をいただいておりますが、確定した分が1,978万2,000円となりましたので、その分の精算でございます。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2目児童措置費19節負担金補助及び交付金の認可外保育施設保育料助成金についてお尋ねいたします。

ほかの自治体に先駆けて本町が実施している子育て支援の一つに、第3子以降の子供の保育料を無料にする施策があります。つまり、この助成金の目的は子育て支援と考えますけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

認可保育所に入所できない場合、第3子目ができない場合に関しまして、認可外保育所に入所した場合に、その上限額が3万5,000円となりますが、その分の保育料ですか、それを町が負担するというものでございます。もちろん子育て支援事業に対してでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 保育施設の目的、役割は、子供たちの健全で十分な発達を保障するとともに、保護者の労働や病気などの理由で保育に欠ける子供の生活を保障するということがあります。現在、保護者の労働、女性、保護者の労働が非常に多様化しておりまして、女性であっても夜間労働も珍しくありません。子供たちも、例えば発達障害など、集団生活の規模や特別な保育環境が求められることも多々あります。つまり、どのような保育施設を選ぶかは保護者の権利であって、この権利は守られるべきだと思います。

今の話では、認可保育所に入れなかった子供が認可外に行ったときに助成するものということなんですけれども、お尋ねしますが、認可保育所が、全ての保育要求といえますか、例えば夜間保育とかそういった保育を、子供たちの生活を、認可保育所が全て十分に賄っているというふうにお考えでしょうか。

それともう一つ、今言いましたような状況の中で、どういった保育施設を選ぶかというのは、保護者の権利というか保護者の判断、それは権利に属すると思いますけれども、そこにあるということに対しては、どうお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今の御質問にお答えします。

町としましては、認可保育所に入所できない方ということにしております。認可保育所でも7時から7時まで、以前に比べれば長時間保育をさせていただいております。夜間保育所については、そういう需要等が今のところ意見等はありません。子供はなるべく夜やっぱり親元さんのところにおるのが一番いいと思います。働き方のいろんな条件とかあると思いますが、町としては、とにかく認可保育所にできない場合に限ってこの補助金を出すということです。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 議長。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁は、私の聞いたことに答えていないです。私が聞いたのは、認可保育所が全ての子供たちの、子供たちというか、保護者の保育要求を満たしているかどうかということはどういうふうに考えるかということが一つと、どういう保育施設を選ぶか、そういった子供たちと、自分の労働とか病気とか、いろんな考えの中で、どういう保育施設を選ぶかということは、親の権利、保護者の権利だというふうに思うんですけども、そのこのところをどう、この2つのことについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 認可保育所が24時間保育はしていないのは確かでございます。いろんな職業がございまして、夜間にお仕事をされる方もおるとは思いますが、とにかく今のところ7時から7時までという勤務体制並びに保育時間をとっております。100%皆様の要望にはお応えしていないというのは、もうそれは重々承知はしておりますが、先ほど言ったとおり、子供さんは夜間はなるべく家におるような、そういう勤務体制の世の中をつくらせてもらいたいと思います。

そして、保護者が選ぶ選ばない、これは町の独自の、補助金も何もない独自制度でございますから、そのこのところを十分お酌みください。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので、いろいろ聞きます。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁ですと、まず1つ聞きますね、具体的に。例えば、今、認可保育所に入れない、それで無認可に、認可外に子供を入所させる、その場合は、今の課長では、助成の対象になるとおっしゃったと思います。で、助成の対象として、その助成を受けます。ところが認可保育所に定員があったとなれば、定員、そちらに移るということになりますよね。移らなければ助成の対象にならないということですか。それとも、その入所しようと思ったときに認可がいっぱいで入れない、それで無認可に行った、で、それで助成の対象になって、認可が定員が空いた場合に、そちらに行かなくてもいいということでしょうか。それが1点です。

で、もしくはその認可外で補助を受けていて、そして定員があいて、そちらに行かなければ補助が受けられないとなったとき、子供の生活環境どうなりますか、あっち行ったりこっち行ったり、こっち行ったりあっち行ったり。子供の発達とかその成長を守って十分に発達させていくのが保育所の一つの仕事なんですよね。その点どう考えられるか。

で、もう一つ。こういう多様な労働を強いられていて、また子供たちにもいろんな今疾病というか発達障害とかいろんな適切な環境が求められている子供たちがたくさんいるわけですよね。

で、そういう中で、保護者が選んだ保育施設が認可外であったとする。そうすれば、この目的は子育て支援でしょう。保育所の支援じゃないですよ、子育て支援ですよ。じゃ、認可外に行った子供の子育て支援はしないということになるっていうふうに考えられますよね。

この3点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほどの件ですが、申し込み当初に入れなければ、それはもうそれでいいと思います。おっしゃるとおり、子供は保育所に1回入ると、なかなか精神的ないろんな理由で、転園ですか、それはもうちょっとないと自分は思っております。

そして、保護者が何を選ぶか、100%選ぶのに、町が単独の、これ単独事業でありますから、ちょっとそこまで難しいと思います。やはり認可保育所に利用していただきたいと思います。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） いや、もう1つ。認可外にいる子供の保護者への子育て支援はしないということになりますよね。そういうことになります、これは。それでよろしいですか。

○健康福祉課長（上西 裕君） いや、だから、第3子目につきましては……。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、2人で討論をせんでいい。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） いや、だって答えていないですもの。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 第3子につきましては、この制度で子育て支援をするということで、何も、その支援はしていないと私は言っていません。

○議員（8番 岸本加代子君） 答えていないです。もう1回質問しましょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、議員さんが（「私の今の質問に答えてくださいね」と呼ぶ者あり）言われています、保護者が自分で保育所を選ぶ権利が、で、認可保育園とそうでない保育園あります。それから、子育て支援についてどう考えるかってことだと思いますが、確かに保護者にもいろいろ権利はあろうかと思いますが、一方では子供を養育する義務があります。で、養育する義務を果たすために、私ども行政は、そういう保育が必要な方に保育所を提供しております。で、その保育所に入れる状況にあれば、それはそこに入っていくのが行政としての仕事だろうと思います。で、空いているのに、自分はおっちがいいこっちがいいって、そういうこともあるかと思いますが、なかなかそうも、我々行政としては補助をする場合に、自前のあるいは認可した保育園が空きがあるのに、そういうこともなかなか難しいのではなかろうかなというふうに思い

ます。

それから、子育ての環境についても、やはり先ほど言いましたように保護者には子供を養育する義務がありますから、その辺もやっぱり十分に保護者は考えていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ何やったですか、それで、今で議員さんが聞かれたことは大方（「いいえ、答えていない」と呼ぶ者あり）包括してあるのと思います。（「議長、発言いいですか、4回目で」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） はい、じゃ、発言許可します。

○議員（8番 岸本加代子君） はい、今の町長の答弁も全く答えていないと思います。ちょっと私も、もう1回言いますね。

一つは、認可保育園が保育に欠ける子供を、24時間、保育に欠ける子供の保育をするっていうのが行政の仕事ですよ。24時間、保育、要するに午前中だけとか午後だけとか区切っていないですよ、法律は。保育に欠ける子供の保育を守ることが行政の仕事です。

では、今の認可保育所が、その任務を果たしているかどうかですよ。私が言いたいのは、今の認可保育所で、多様な今の職業の状況、社会の状況で、認可保育園がそれを満たしているかというところと違うと思うんですね。違うと思います。で、そういう中で、無認可届け出保育所がそういう役割を果たしているわけですよ。で、今度のこの措置は、とてもありがたいと思いますよ、そういうところを認めてもらったということで。でも、さっき課長とのやりとりの中では、それだけに、今言ったことだけにまとまらないところがあるので私は言っているんです。だから、例えばその子育て支援です、この第3子の保育料を無料にするというのは。保育所の支援じゃないですよ。だから、どういう保育施設であれ保育料を払っているのならば、それを行政として助成する、差別はしていただきたくないじゃなくて、差別はするべきじゃないです。だから言ったんです。3人目の子育て、3人目の子供の保育料が子育て支援であるならば、認可保育園に行っている子供の保育料は、保育料というか子育て支援はして、無認可に行っている子供の子育て支援はしないというんですかっていうことなんです。そこをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもは決して無認可の保育園を否定するものではありません。公立のあるいは認可の保育園があつて、それがまず第一で行政は考えております。で、そこに行かれる方の第3子の補助をしております。その例えば無認可の保育園に行かれている方も認可保育園に入れば、それは入っていただければ補助が受けられます。その補助を受けるかどうかというのは、保護者の皆さんが選ぶべきだろうと思います。で、そこを選ばないで、あいていても、よそに、無認可のところにおるのが、子育て支援だと言われるのは、ちょっと本筋からは外れているんで

はなかろうかなと、せっかくある施設、行政が補助をして、あるいは国が補助をして認可をした施設があるのに、それを利用しないで、私はこっちだ、僕はこっちだっていうのも、ひとつどうかなと思っております。

また、24時間云々とありましたが、我々にはできる限りのあれをしております。で、また認可保育園あるいは公立の保育園が補えないすき間を、すき間ち言ったら失礼ですけど、補えないところを、無認可の保育所あるいは子育ての託児所っていうんですか、そういうところが受け持つのも、これは社会の中で成り立っている一つだろうと思います。ただ、認可に入っていただければちゃんとした補助ができますので、そこを受けてほしい。ただ、認可保育園が満員のとき、やむを得ず認可外に行かれています方に補助をするっていうことが今の考えです。それを理解していただかなければ、なかなか難しいんだろうと思います。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回。

○議長（若山 征洋君） もうこれでいい。

○議員（8番 岸本加代子君） いや、答えていないです、まだ、私の言ったことに。

○議長（若山 征洋君） いや、もうこれで。

○議員（8番 岸本加代子君） いいえ、いいえ。

○議長（若山 征洋君） 席をかえて、してください。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと待ってください。

○議長（若山 征洋君） いえ、もう、そうしてください。

○議員（8番 岸本加代子君） いやいや、町長答えていないですよ、上西さんは答えたけど。

（「これはみとめるべきやないですか」「答えようが答えまいが、それはちゃんとルールを守って……」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） じゃ、もう1回認めます。

○議員（8番 岸本加代子君） はい、もう1回、はい。（「もう前例つくったら大ごとですよ」と呼ぶ者あり）

せっかくある保育園って、せっかくある認可保育園って言われました。じゃ、そのせっかくある認可保育園が、100%その保育要求を満たしていれば言いませんよ。それを満たしていないから言っているわけです。100%満たしていると考えられますか。それを頭に入れて教えてください。だから、100%満たしていないから、自分の保育要求を……。

○議長（若山 征洋君） じゃ、町長。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと待ってください。途中で、私途中で。（「これ、切りがないです」と呼ぶ者あり）いいえ、切りないことはない。答えていないです。

じゃ、これだけ聞きましょう。（「平行線です」と呼ぶ者あり）じゃ、100%、今の親御さ

んの保育要求を満たしているとお考えですか。（「なら、議長いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） はい。

○町長（今富壽一郎君） 極論にはお答えできません。

○議長（若山 征洋君） はい、次。（笑声）18ページ、19ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8款土木費、土木管理費、土木総務費、この中で今回、埋蔵文化財発掘作業員賃金というのが上がっているんですが、今回の対象場所は、そもそもその発掘の対象場所ということになるんですか。

それと、ちょっと私、先日から埋蔵文化財の件が時々出るので、ちょっと疑問に思っていたのですが、吉富町の場合は、ここら辺を工事するとなると可能性がある、そういうやっぱり最初から埋蔵場所の指定とか、何かそういうものがあるのかどうかということも1点と、我々もそういうのをちょっと閲覧とかできるのかなって、そこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回、埋蔵文化財の発掘調査作業員賃金を計上させていただきましたのは、今後当課で発注する工事現場について全て対象となり、発掘調査をするわけですが、その前段として、教務課のほうに包蔵地っていう資料を持っております。（発言する者あり）そういう関係から、一応全てのものについては調査対象にするということで、今回計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 今現在、作業中であります。できた暁には、閲覧は当然できるというふうに認識しております。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2目住宅建設費の22節移転補償費についてお尋ねいたします。

これは別府住宅の解体工事に伴う移転補償費だと思います。で、移転先が決まった世帯の方がもういらっしゃいますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

移転先が決まった方は、今のところは1軒のみでございまして、今回補正予算に計上させていただいております2軒分につきましても、まだ移転先は決まっておられません、話が徐々に進んでおりますので、予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 1款消防費 1項消防費 1目消防総務費の15節工事請負費の防火水槽設置工事費の計画の概要の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 消防防火水槽設置工事費670万円でございます。これは、新設される小犬丸の大市屋敷線の車道部分に、地下式耐震性防火水槽、容量40トンを設置するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの続きなんですけども、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、移転先が決まった世帯があるのかないのが、ちょっとよくわからなかったんです。ちょっと待ってください。で、それをもう1回お答えしていただきたいのと、今度のその別府住宅の解体を機会に、町営住宅ですよね、別府住宅は。町営住宅からほかの町営住宅に、これは仮の住居としてではなくて、もうそこを移転先にする、もうずっとそこに住む、別府住宅がもう新しいのができて、もう戻らないというような形での移転が可能かどうか、2つ目ですね。

それともう1つは、じゃ、1つのあきのある町営住宅、それが可能ならば、町営住宅に移りたいという人が何人かその世帯があったとした場合、それは抽選とか話し合いとか、公平性を保つ必要があると思うんですけど、それをどう考えられるか、3点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まず、移転先の抽選でございますが、（発言する者あり）移転先から行きましょう。移転先につきましては、民間住宅にもうそのまま移られる方、公営住宅に一時的にお住まいになる方、公営住宅にそのまま移られる方、それもう御自由でございます。

そして、次でございますが、1人、今のところ決まっております、別府住宅は。

さきの土曜日に別府住宅の入居者の説明会をいたしまして、そこできちっと説明をさせていただいております。議員さんが言うとおりの、1つの住宅に希望者がたくさんいけば抽選をいたすようにしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1人、1世帯決まっているって言われましたけれども、それは公営住宅でしょうか。もしくは、公営住宅であるのならば、それは先ほど言いましたように、ほかの方との公平性というか、それを保つ必要があると思うんです。でないと町民同志がいがみ合うようなことになってはいけないと思うんです。で、それが、もしくは仮に公営住宅であるとすれば、その人がどうしてそこに入るようになったかとか、その辺をきちっと話さないと、別府住宅

の住民の皆さんの中で、さあどこに行こうかというときに、町民の皆さんが公平性が保たれるということを実感し、いがみ合ったりすることのないようにしていただきたいと思うんです。で、今のこと、どうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

入居者には、いろんな障害をお持ちの方もいらっしゃいます。今度移られる方は障害対応の住宅ということで、皆さんにはその説明はしているはずですよ。

○議員（8番 岸本加代子君） どこに行かれるんですか、公営住宅ですか。

○健康福祉課長（上西 裕君） 公営住宅です。公営住宅に移るようにしています。

○議員（8番 岸本加代子君） 何でそこだけ決められたわけですか。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、2人でやりとりせずに。何で、あんたたちはそのルールを守らんの。（笑声）

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回いいですか、もう1回。

○議長（若山 征洋君） いや、答えているとか答えていないじゃなくて、向かい合うて話すことは禁じられちゃうやろう。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回、お願いします。

○議長（若山 征洋君） はい、じゃ、岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） その条件は、その障害を持っている方とか、高齢者は障害者と一緒ですよ、バリアフリー大事だと思うんです。障害を持っている方、ほかにいらっしゃらないですか、移転の対象となっている方の中に。だから、その障害を持っている方が、そういうその公営住宅に移られることが悪いとか言っているんじゃないですよ。そこをきちんとみんなで話して納得の行く上でしないと、公平性が保てないというか、あっちはいいなって、私はどうなるんだろうって、そういう感想を持っていらっしゃる方、実際いらっしゃるんですよ。

で、私が言ったのは、だから、1つの公営住宅に何人かの人が入りたいと言った場合は、そこは話し合ったり、あるいは抽選であったり、そういったことをして、住民の皆さんが公平に扱われているという感覚を持つっていうのは大事だと思うんですよ。私、そういうことを言ったんです。

で、その今、1世帯決まったとおっしゃいましたけれども、それ決めるときに、対象となる方々にちゃんとお話になられましたか。このことに関して執行部がとられた行動は公平性があると考えられますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 抽選が全て公平性じゃないと思います。先ほど申したとおり、

世帯にはいろんな障害を持った方もいらっしゃいます。幸い、うちの中はそういうのを把握しておりますし、そして、説明会でもなかなか皆さん声を上げることを遠慮する人が多いものでございますから、職員が1軒1軒訪問をして、皆さんの意向を確かめながらやっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 防火水槽の件です。これ670万円とありますが、工事請負費、これ全額ですか。あの附帯したそのいろんな工事ちいうか、いろんなことがあるかと思いますが、そこをちょっとひとつお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、全額でございます。

以上です。工事費も含めたところでございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねしますが、これどういうその工事の内容、内訳ちいうんですか、ちょっと披瀝をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず掘削、オープンカット、埋め戻し、土砂等運搬、防火水槽の基礎コンクリート、耐火性防火水槽の設置という形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 以上ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、水は水道だろうと思うんですが、水道課とも協議を当然されたんでしょうね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 大市屋敷線を新設する際に水道管を埋設すると思いますので、そのときに同時にしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 20ページ、消防費、同じところではありませんが、下の役務費、所有権移転登記手数料、これがどこの部分になるのか、ちょっと説明願います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは旧吉富町消防団第2分団の消防車庫の底地が個人の名義になっておりましたので、これを町に所有権移転登記するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 分団の土地が個人の所有であったということなので、これ今ちょっと税金については、今までと今後はどうなるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） このまま個人の名義のままでございますと、更地にしますと更地の税金がかかります。今までは公共の建物があつたものですから土地の税金はかかっておりませんでしたが、もし公共の建物がなくなつたら、なります。ただ今回、説明いたします。この土地は、古い書類を調査したんですけども、昭和29年の6月に吉富町が売買契約で、その今の名義人から土地を購入しておりました。どういういきさつかわからないんですけども、所有権移転登記がなされていませんでしたので、退職された役場の職員OBの方にも尋ねてみたんですけど、61年前のことなので（笑声）どなたも御存じありませんでした。（「そりゃそうや」と呼ぶ者あり）で、土地の名義人はもう既に死亡しておりましたので、相続権者を調査した結果、4名の相続権者がおられました。その方々に事情を説明したところ、所有権移転登記の承諾をいただきましたので、今回、司法書士に支払う所有権移転登記手数料の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、ちょっとまた先ほど同僚議員とちょっと重複して申しわけない。防火水槽なんですけど、これ埋設する形になると思うんですけど、ちょっとどれぐらいの量かと、どれぐらいのものを埋めるのか、ちょっと簡単に説明ください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては40トンの容量のものを埋めます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 21ページ、22ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 22ページは、フォーユー会館費のこの修繕料、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

フォーユー会館の維持管理を図っていくために、破損とか故障、老朽化等に対応するために、当初予算の段階で100万円を計上しております、その都度修繕工事を行って維持管理を図っているところなんですけど、既に予算額を執行しております、今後、空調、機械、電気設備等におきまして突発的な故障が発生する場合に速やかに対応できるよう予算確保したいということで、今回の金額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく保健体育費の体育施設費で工事請負費、体育館横通路舗装修繕工事と漁港グラウンド管理棟シャッター取替工事が上がっております。こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

まず、体育館横の通路舗装の関係なのですが、これにつきましては、南側の通路のコンクリート舗装につきまして通路面に亀裂それから凹凸が結構ございまして、特にお年寄りの方につきましては通行に危険があるために、既存のコンクリート舗装の撤去及び打ちかえを行う工事としまして、今回50万円の補正予算を計上させていただいております。

それからもう1点の、漁港グラウンド管理棟のシャッターの取り替え工事なのですが、これにつきましては平成15年度の建設以降、12年ほど年月が経過しており、錆びあるいは破損により完全に開かない状態になっております。それで、施設の適正な管理のために、既存のシャッターの撤去及び新設を行う工事請負費として、今回45万円を補正させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 体育館横の通路舗装修繕工事と言われました。今、課長の答弁の中、老人、老人ちいうと失礼かな、不自由な方がおられる場合もあると、要するに老人福祉センターを御利用になる方ということだろうと思います。それなら、50万円の舗装だけでいいんでしょうか。あそこの階段を橋を渡って老人センターに行かれるわけですよね。老人センターの駐車スペースというのは狭いですし、たくさん入ると方向転換とかいろいろ難しいところもありますし、放課後、子育ての施設もあるし子供が出入りすることで、こちらの広い駐車場を利用していただければ危険なく行けるんじゃないかと、何か工夫して、舗装だけじゃなくて、渡り橋ちいうんですか、その改造は考えなかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） この舗装につきましては階段等は考えてございません。実は行政懇談会の中で、ここの通路、舗装していただきたいというふうな意見がございましたので、それも含めて今回改修をするようにしております。それでまだ階段等につきましては考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それじゃ、今のは行政懇談会で指摘された町民からの指摘を具現化したちいうことだろうと思います。ほかでもそういうことがあるかと思っておりますので、そういう

ことでやられたところはあるんですか、こんな補正の中に。それをちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 行政懇談会で各地区を回っているいろんな要望が出ましたけども、その要望を今回の補正で措置したものは、今のものだけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは所管はどちらなんですか。総務になるんですか。じゃ、そこで意見を言わせていただきます。（「総務」「総務ですね」「委員会ですね、はい」「委員会だね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務ですから、私もここで聞いておかんと、もうちょっとあれなんですけど、これ体育館横南側と言われたんですが、南側を利用する方というのはどういうふうな利用なんでしょうか。体育館から駐車場まで行くときに通るといふことなのかなと、イメージがちょっとわからないので湧かないんですが、南側を歩いている方というのは余り見ることがないんで、こちら側を通る人ならいますけどね。

それで、先ほど是石議員も言っていましたけど、老人福祉センターが隣に先日改修されました。で、町の費用でしたわけですから、そのときの費用で一緒にここもずっと通りやすくしとけばよかったんじゃないかなと思うんですが、それはしていないんですから、同じ今回予算をかけるのであれば、先日のトイレも、同じ使うのであれば利用者が利用しやすいようにしたらどうですかという意見がありましたが、ここも、例えば老人センターをせっかくきれいにしたんですから、駐車場というのは多分フォーユー会館の前のあの駐車場を使うのが前提になるんかと思うんですね。通りやすくするように、この補修50万円のこの部分だけではなくて、もう少し全体的にするほうが二重投資にならなくて済むんじゃないかなと思いますので、その考えはございませんでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） できればそういったことで一括ですればよかったんだろうと思いますが、現時点では、ここだけ、5.9平米になりますが、ここだけの舗装ですか、舗装の撤去と打ちかえを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど聞きました漁港のグラウンドの管理棟シャッター、こちらが大変老朽化して、開かなくなっているということで、これを撤去してまた取りかえるというこ

と、また同じ形にされるのでしょうか、どうなのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 全て撤去するわけではございません。レールとか天井についています既存の施設につきましてはそのまま生かして、シャッターだけの変更になります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その場合、また数年後に取りかえになるんじゃないかなと、少し改善策のような形は取り込まれるのでしょうか。それとも、使う今度の機材が、今までと違って、もっと耐用年数とかその何かいい形のものにするとかいうものなのかな、ちょっとその辺がわからないので、もし今までどおりのものをつけるのであれば、また数年後に同じようなことが繰り返されるのではないかなと思いますので、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） そういうその議論だと、その幾ら経過しても全然いいみたいな品物ですか、品物になるんですが、今までよりも錆びづらいシャッターを考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に23ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。次に24ページ、地方債の現在高見込みに関する調書。次に給与費明細書、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第44号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入。2ページ、歳出。3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。次に歳入、6ページ。次に歳出、7ページ。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第45号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入。2ページ、歳出。3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。次に歳入、6ページ。次に歳出、7ページ。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に給与費明細書、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、福祉産業建設委員会に付託し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第46号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。補正予算実施計画、2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。次に5ページ、補正予算明細書。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第47号 工事請負契約の締結について（平成27年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第3工区）築造工事）

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第47号工事請負契約の締結について（平成27年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第3工区）築造工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） それでは、議案第47号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

議案書24ページをお願いいたします。

1、工事名、平成27年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第3工区）築造工事です。2、工事場所、吉富町大字鈴熊、今吉地内です。3、契約の方法、指名競争入札によるもので、去る8月24日、入札に付しました。4、契約金額、8,316万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税額616万円です。なお、資料ナンバー3の入札結果調書でございますが、この入札

金額につきましては消費税抜きの金額でございます。5、契約の相手方、大分県豊後高田市香々地4089番地、株式会社菅組、代表取締役堤俊之です。工期につきましては、議会の議決があった旨を相手方に通知した翌日から、平成28年2月29日までです。

資料ナンバー3の次のページを御参照ください。

町道鈴熊今吉1号線、通常金鈴道路でございます。この道路の開削工法によりまして、下水道管150ミリの敷設でございます。延長約750メートルでございます。提案理由は、公共下水道工事を施工するため、平成27年8月24日に指名競争入札を実施した結果、株式会社菅組が落札いたしましたので、その者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 指名競争入札ということですが、一般競争入札にしなかった理由は何でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今現在、一般競争入札の条例がございまして、以前、条件付きの一般競争入札の条例を設置いたしまして何度か実施をしたんですが、全く参加する業者がおられなかったということで、現在その条例はございません。よりまして、指名競争入札として付した状況、わけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと今回その条件付き一般競争入札をしたけれども、それが不発に終わったので指名競争入札にしたというわけではないんですね。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） そうでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回この入札結果表を見ますと、落札業者が98.7%ですね。で、一番高く入れた業者が99.74%。約1%の間に、額にして80万円の間、8業者がひしめいているわけです。偶然なのかなとは思いますが、談合が極めて疑わしいと言われても仕方がないような状況ではないかと思っておりますけれども、この状況を見て、執行部としてはどういうふうにご考慮されるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今回の入札に関しましては予定価格を事前公表しております。

それに基づきまして入札に付したわけですが、その入札の札入れのときに、それを裏づけとなります内訳書、それらも提出をさせたところで、中身を確認した上で開札をして、最終的に最低入札者を決定したわけですが、それが結果的にこういった予定価格に近づいた金額で、結果的にこういうような結果になったということですが、それなりに業者さんにつきましても、積算、そしてまた自分なりの努力の結果、こういった見積りの結果に基づいたものだと判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点の理由で反対します。

1つは、今、執行部の説明がありましたけれども、大体最近のその公共工事の入札結果というのは、大変低い価格で落札というのが傾向があります。今回非常に高い落札額です。わずか、先ほど言いましたけれども80万円の間には8業者がひしめくということは、私は極めて談合が疑わしいと思わざるを得ません。

それともう1点。制限つき一般競争入札、条件つき一般競争入札に付すべきであったと考えますので、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第47号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第18. 議案第48号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第48号町道路線の認定についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第48号町道路線の認定について、御説明申し上げます。
道路法第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料のナンバー4を御参照ください。

赤く示しております路線番号第345号、起点が吉富町大字別府290番1地先から、終点の吉富町大字別府254番地先までの道路であります。この道路につきましては、農業用送水管管理用地であります。往來が多くなり、接続する町道との交通の利便性向上を図るため、今回、認定を行うものでございます。

よろしく御審議、御議決方お願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この町道路線ですが、今まではここは基本的に余りほとんど通るような道じゃなかったんだと思いますが、往來がふえたことによりと、その今言った水道管、その補修、その他管理のためと言われてたんですが、これこう抜けると佐井川にそのまま出れるんでしょうか、そのままずっと通り抜けができるようになるんでしょうか、ちょっとその点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 終点につきましては町道とは隣接はしておりますが、佐井川の堤防につきましては、あそこは町道の認定はしておりません。町道の周回道路としての位置づけで、既存の町道と接続する部分について今回町道認定をする次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これ町道認定で、この長さとか幅とか、そういう資料がないんですが、それとさらに課長言われた接続の町道というんですかの道路往來がふえたということもあ

りましたし、その辺の数字をちょっとお知らせ願いたいと。

それと、用水路送水管ちいうんですかが埋まってあると言いましたんですが、そこは普通の道路として往来してもいいんでしょうか。要するに、パイプが傷むとか何かそういうことはまず考えておるんだろうけど、その辺もあわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 是石議員おっしゃるとおり、道路延長についてはちょっと失念しておりました。道路の幅員につきましては、道路認定後に一部幅員が5メートル未満の不足するところがございます。そういった部分も含めて5メートルの道路は拡幅整備したいというふうには考えております。

それから、農業用水管路につきましては埋設深が深く、通常これは別府地区周辺の方の利用が大半であり、重交通の道路ではないことから、影響は少ないというふうに考えております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） それと、隣接のあの道路……。幅を言っていない。

○議長（若山 征洋君） 手を挙げてください。

○議員（7番 是石 利彦君） 言っていないから。

○議長（若山 征洋君） 言っていないじゃない。

○議員（7番 是石 利彦君） 道路幅員、くつついた、要するに接続道路。

○議長（若山 征洋君） はい、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい……。

○議長（若山 征洋君） はい、どうぞ。

○議員（7番 是石 利彦君） 接続道路のことは言ったんですよ。だけ、言っていないから。

○議長（若山 征洋君） いえ、だから、もう一度挙手をして……。

○議員（7番 是石 利彦君） そうしたら2回目になるじゃないですか。

○議長（若山 征洋君） 2回でもいいじゃない。3回じゃない。

○議員（7番 是石 利彦君） 4回でもいいんですか。（笑声）

○議長（若山 征洋君） いや、2回は、いいじゃない。

○議員（7番 是石 利彦君） いやいや、まだ次に……。権利があるじゃないですか。

○議長（若山 征洋君） ああ、そう。（笑声）

○議員（7番 是石 利彦君） どうぞお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 接続する道路の幅員についてということでした、2カ所の町道とも幅員は5メートルであります。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。

○議長（若山 征洋君） はい、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど私が聞いたのが、これがそのまま佐井川向きに抜けると、あそこは車どめがあるんで、そのまま抜けられないと思うんですが、先ほど利用者がふえてきたからと言われたんで、ここを通れるような将来計画というものはないんでしょうか。特に、別府団地を今後新築するわけですから、その方々が迂回路として逃げるためにこの道を使うようなことが将来的な計画であり得るのかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいんです。

それが、理由は、すぐここに老人特養のさくらがありますよね。で、高齢者の方が散歩される。やっぱり車の交通量がふえれば危険性が増す。で、あと、その先に行きますと、今、輪どめがありますが、そのもし輪どめを将来的にのける構想があれば、土屋橋から今の佐井川橋の周りを子供たちが朝夕通学で使うわけです。それと、それ以外にもクラブ活動であそこをランニングされる子供たちも大変多いんで、やはりあそこに交通量がふえるというのはちょっと危険というか不安になるんで、これが将来的にここを抜け道として使う可能性があるのか、ちょっとその今の時点でわかるのであれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ただいまの御質問ですが、佐井川の河畔につきましては地域住民の散歩コースとして利用されております。ですから、現在のところ輪どめを取り除いて車の往来ができるような道路としては考えてはおりません。

以上です。（「将来は」「将来」と呼ぶ者あり）失礼しました。先ほど申し上げましたのは、将来にわたって道路として使う、認定する予定はないということで申し上げた次第です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号町道路線の認定については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

ここで、総務課長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど議案第37号平成26年度一般会計歳入歳出決算の質疑の中で、中家議員、山本議員からの質疑に対して後でお答えするといった件につきまして、済ませ

ん、時間をとらせていただきます。

まず、中家議員からの質問で、太陽光発電、蓄電池設置工事において、太陽光発電と蓄電池の割合はどのぐらいなのかという質問をいただきました。それにつきまして工事出来高設計書で確認いたしましたら、太陽光発電工事につきましては約600万円、蓄電池設備工事につきましては約700万円、その他電気工事や仮設工事、逆潮流防止装置工事などがございますが、太陽光発電と蓄電池につきましてはほぼ100万円の違いだということになっております。

引き続きまして、山本議員からの質問にありました、防災行政無線保守点検委託料が前年度に比べて上がっているのはどういう理由かというものでございます。平成24年度に今のアナログ設備に加えましてデジタル防災無線機を設置いたしました。平成25年度は保証期間でございましたが、平成26年度から新たに保守点検料が発生しておりますので、その分が値上がりしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど国民健康保険特別会計で、岸本議員より特定健康診査についての御質問がございました。診査人数でございますが564名、該当者は1,316名でございます。43%の方が特定健康診査を受けられております。

なお、以上があった場合は、その後、保健師のほうで直接訪問をして健康指導を行っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。

----- . ----- . -----

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後5時50分散会
